

平成30年度文化庁概算要求の概要

◇社会的・経済的価値をはぐくむ文化政策への転換◇
～新・文化庁元年 創設50年・文化庁は変わります～

1. 総 表

区 分	前 年 度 予 算 額	平 成 3 0 年 度 要 求 ・ 要 望 額	対 前 年 度		備 考
			増 △ 減 額	増△減率	
一 般 会 計	百万円 104,272	百万円 125,163	百万円 20,892	% 20.0	〔うち、 「優先課題推進枠」 16,295百万円〕

※他に、東日本大震災復興特別会計において、被災文化財の復旧等に781百万円を計上（前年度904百万円）
※計数は単位未満を四捨五入しているため、合致しない場合がある

文 化 庁

2. 主要事項

(単位：百万円)

事 項	前 年 度 算 額	3 0 年 度 要 求・要 望 額	比 較 増 △ 減 額	備 考
I 文化芸術の創造・発展と 人材育成	20,835	25,975	5,140	
1 文化芸術資源の創造・活用による地方創生と経済活性化等の推進	5,906	8,287	2,381	1 国際文化芸術発信拠点形成事業 2,611 (新 規) 2 文化芸術創造拠点形成事業 2,570 (2,460) 3 劇場・音楽堂等機能強化推進事業 2,970 (2,931) 4 地域活性化のためのマネジメント人材移住・定住促進事業 120 (新 規) 5 文化芸術創造都市推進事業 15 (15) 6 前年度限りの経費 (先進的文化芸術創造拠点形成事業) 0 (500)
2 文化芸術創造活動への効果的な支援	6,295	8,565	2,270	1 舞台芸術の創造力向上・発信 5,307 (3,988) 2 共生社会実現のための芸術文化振興事業 504 (新 規) 3 日本映画の創造・交流・発信 919 (789) 4 メディア芸術の創造・発信 1,102 (861) 5 芸術祭・芸術選奨 363 (318) 6 国民文化祭 243 (243) 7 全国高等学校総合文化祭 127 (96)
3 芸術家等の人材育成	8,634	9,123	489	1 新進芸術家等の人材育成 1,810 (1,785) 2 文化芸術による「創造力・想像力」豊かな子供の育成 6,828 (6,461) 3 若手映画作家等の育成 214 (157) 4 メディア芸術の人材育成 272 (232)
II かけがえのない文化財の 保存、活用及び継承等	46,920	57,417	10,497	
1 文化財の総合的な活用による観光戦略実行プランの推進	10,421	14,706	4,285	1 文化財を通じた歴史体感プロジェクト 6,553 (4,352) 2 地域の美術館・博物館クラスターの形成 2,484 (新 規) 3 観光拠点形成重点支援事業 502 (351) 4 日本遺産魅力発信推進事業 1,448 (1,350) 5 文化遺産総合活用推進事業 2,172 (1,909) 6 文化遺産コミュニケーター育成事業 20 (新 規) 7 日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業 108 (新 規) 8 文化財建造物等を活用した地域活性化事業 444 (444) 9 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業 305 (305)

事 項	前 年 度 予 算 額	3 0 年 度 要 求 ・ 要 望 額	比 較 増 △ 減 額	備 考
				10 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業 50 (新 規)
				11 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 621 (565)
				12 前年度限りの経費 0 (1,145) (地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業等)
2 文化財の適切な修理等による継承・活用等	32,248	35,241	2,993	1 建造物の保存修理等 12,911 (11,573)
				2 美術工芸品の保存修理等 1,580 (1,022)
				3 伝統的建造物群基盤強化 1,940 (1,523)
				4 指定文化財管理等 140 (140)
				5 国有文化財等の保存整備等 790 (773)
				6 史跡等の保存整備・活用等 16,974 (16,520)
				7 平城及び飛鳥・藤原宮跡地等の保存整備 905 (696)
3 文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等	4,251	7,470	3,219	1 文化財の保護対策の検討等 281 (207)
				2 鑑賞・体験機会等充実のための事業推進 177 (151)
				3 国立アイヌ民族博物館の整備等 4,494 (1,541)
				4 国宝重要文化財等の買上げ 1,063 (946)
				5 無形文化財、文化財保存技術の伝承等 1,054 (1,050)
				6 民俗文化財の伝承等 391 (346)
				7 国産良質材使用推進・供給地活性化事業 10 (10)
Ⅲ 文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出	5,427	15,721	10,294	[一部再掲]
1 文化財が円滑に活用される仕組みの整備	69	3,874	3,805	1 文化財活用のためのセンター機能の整備 1,200 (新 規)
				2 地域の美術館・博物館クラスターの形成等[再掲] 2,674 (69)
2 文化財への理解が再投資を生む好循環サイクルの構築	4,657	6,966	2,309	[再掲]
3 国際的な文化芸術の拠点形成等	701	4,631	3,930	[再掲]
4 アート市場活性化事業	0	250	250	
Ⅳ 日本ブランド向上に向けた多彩な文化芸術の発信	2,234	5,050	2,816	[一部再掲]
1 日本文化の発信・交流の推進	1,859	1,988	129	1 芸術文化の発信と新たな展開 1,070 (1,070)
				2 文化芸術交流の推進 703 (614)

事 項	前 年 度 予 算 額	3 0 年 度 要 求 ・ 要 望 額	比 較 増 △ 減 額	備 考
				3 文化芸術創造都市推進事業 [再掲] 15 (15) 4 文化遺産オンライン構想の推進 56 (61) 5 文化財のバーチャル・リアリティ (VR) の活用推進にかかる調査研究 50 (20) 6 世界遺産普及活用・推薦のための事業 推進 93 (79)
2 文化遺産保護等国際協力の推進	375	451	77	1 文化遺産保護国際貢献事業 188 (187) 2 文化財の海外交流・協力の推進 137 (61) 3 文化財保存修復研究国際センターとの 連携協力等 126 (127)
3 国際文化芸術発信拠点形成事業	0	2,611	2,611	[再掲]
V 文化発信を支える基盤 の整備・充実	30,996	34,530	3,534	
1 国立文化施設の機能強化 (美術館、博物館、劇場)	25,862	27,093	1,231	・ 運営費交付金
2 国立文化施設の整備 (美術館、博物館、劇場)	3,971	6,036	2,065	・ 施設整備費補助金
3 外国人に対する日本語教育 の推進	211	325	115	1 「生活者としての外国人」のための 日本語教育事業等 172 (151) 2 日本語教育の人材養成及び現職者研修 カリキュラムの開発事業 94 (新 規) 3 条約難民及び第三国定住難民に対する 日本語教育 43 (43) 4 日本語教育に関する調査等 17 (17)
4 文化発信を支える基盤 の整備・充実	952	1,076	124	1 文化政策情報システムの運用等 418 (359) 2 文化関係資料のアーカイブの構築等に 関する調査研究 96 (97) 3 近現代建築資料等の収集・保存 123 (104) 4 著作権の保護 338 (307) 5 国語施策の充実 58 (50) 6 宗務行政の推進 43 (36)
※2020年以降へのレガシー創出に特に資する文化プログラム関係経費 7,619百万円				
東日本大震災復興特別会計				
○ 東日本大震災からの復旧 ・ 復興対策	904	781	△ 124	1 被災文化財の復旧 595 (700) 2 被災ミュージアム再興事業 186 (204)

※計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているため合致しない場合がある。

目 次

I 文化芸術の創造・発展と人材育成

- 1 文化芸術資源の創造・活用による地方創生と経済活性化等の推進 … 1
- 2 文化芸術創造活動への効果的な支援 …… 3
- 3 芸術家等の人材育成 …… 6

II かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等

- 1 文化財の総合的な活用による観光戦略実行プランの推進 …… 10
- 2 文化財の適切な修理等による継承・活用等 …… 16
- 3 文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等 …… 22

III 文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出

- 1 文化財が円滑に活用される仕組みの整備 …… 28
- 2 文化財への理解が再投資を生む好循環サイクルの構築 …… 29
- 3 国際的な文化芸術の拠点形成等 …… 30
- 4 アート市場活性化事業 …… 31

IV 日本ブランド向上に向けた多彩な文化芸術の発信

- 1 日本文化の発信・交流の推進 …… 32
- 2 文化遺産保護等国際協力の推進 …… 34
- 3 国際文化芸術発信拠点形成事業 …… 35

V 文化発信を支える基盤の整備・充実

- 1 国立文化施設の機能強化 …… 36
- 2 国立文化施設の整備 …… 36
- 3 外国人に対する日本語教育の推進 …… 38
- 4 文化発信を支える基盤の整備・充実 …… 39

東日本大震災復興特別会計

- 東日本大震災からの復旧・復興対策 …… 41

- 《参考資料》 …… 42

**I 文化芸術の創造・発展と
人材育成**

(前年度予算額 20,835百万円)
30年度要求額 25,975百万円

豊かな芸術創造活動を生み出す環境を創出し、我が国の芸術水準と国際的評価を高めるため、芸術団体や劇場・音楽堂等への効果的な支援を行うとともに、地域の魅力と活力を高める特色ある文化芸術振興の取組を支援し、地域の活性化等を図る。

**1. 文化芸術資源の創造・活用による
地方創生と経済活性化等の推進**

(前年度予算額 5,906百万円)
30年度要求額 8,287百万円

○事業の概要

文化芸術による地域の活性化やグローバル化等を推進するため、地方公共団体が行う文化芸術活動や、地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信等に対する支援を行う。

○事業の内容

(1) 国際文化芸術発信拠点形成事業 2,611百万円 (新 規)

文化資源により社会的・経済的な価値を創出し、訪日外国人（インバウンド）の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した、国際発信力のある拠点形成を支援する。(15拠点程度)

(2) 文化芸術創造拠点形成事業 2,570百万円 (2,460百万円)

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組を支援する。

◇地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業への支援：110 事業程度

◇地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組への支援：12 事業程度

(3) 劇場・音楽堂等機能強化推進事業 2,970百万円 (2,931百万円)

地域の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るため、財政基盤の強化と評価システムの構築を行いつつ、公演事業や専門的人材の養成、普及啓発活動、バリアフリー・多言語対応等への支援を行う。

◇劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業：15施設程度

トップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際的水準の実演芸術の創造発信（公演事業）、専門的人材の養成事業、普及啓発事業等を年間を通して支援する。

◇共同制作支援事業：2件程度

複数の劇場・音楽堂等が共同して行う新たな創造活動（新作、新演出等）を支援する。

◇地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業：140件程度

地域の劇場・音楽堂等が主体となり行う実演芸術の創造活動（公演事業）や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援する。

◇劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業：70件程度

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進するため、実演芸術の巡回公演に必要な旅費、運搬費及び多言語対応の経費を支援する。

**(4) 地域活性化のためのマネジメント人材 120百万円 (新 規)
移住・定住促進事業**

文化芸術・文化資源を活用したまちづくりに意欲のある地域とアート／ヘリテージマネージャー等の専門人材をマッチングし、各地域において専門人材を核として進める取組みをモデル事業として支援する等、マネジメント人材の移住・定住を促進するための基盤整備を行う。

(5) 文化芸術創造都市推進事業 15百万円 (15百万円)

文化芸術の持つ創造性を活かして地域振興・観光・産業振興に取り組む「文化芸術創造都市」を促進するための全国的ネットワークを充実・強化することによって、文化芸術による地域の活性化及び地域文化の国際発信を図る。

※前年度限り（先進的文化芸術創造拠点形成事業 500百万円）

2. 文化芸術創造活動への効果的な支援

(前年度予算額 6,295百万円)

30年度要求額 8,565百万円

○事業の概要

我が国の芸術水準の向上を図るため、舞台芸術や映画、メディア芸術の創造発信等に対する支援等を行う。

○事業の内容

(1) 舞台芸術の創造力向上・発信

5,307百万円 (3,988百万円)

我が国の芸術文化を牽引する優れた舞台芸術創造活動に対する効果的な支援や芸術文化振興上の課題解決に資する事業の実施を通じて、我が国の舞台芸術等の水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成する。

①戦略的芸術文化創造推進事業

2,020百万円 (701百万円)

世界における日本芸術文化への関心と評価を高め、また鑑賞機会を充実するため、我が国の芸術文化各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな芸術文化の創造と発信を図るなど、国が戦略的に芸術文化施策を進めていくため、公演・展示等の要件を示し、芸術団体等からの企画提案を選定して事業を委託する。

②舞台芸術創造活動活性化事業

3,287百万円 (3,287百万円)

分野の特性に応じた舞台芸術創造活動に対する助成を行い、我が国芸術団体の水準向上と、より多くの国民に対する優れた舞台芸術鑑賞機会の提供を図る。

○入場料収入連動型：年間活動支援 18団体程度

芸術水準の向上を図るとともに、芸術団体の集客努力を促し、より多くの国民に優れた舞台芸術を提供するため、入場料収入に応じた支援を行う。

○創造活動経費支援型：年間活動支援 56団体、公演事業支援 80件 程度

芸術団体の芸術水準の向上となる公演の中でも、特に企画性の高い意欲的な芸術活動について、創造活動に対する支援を行う。

(2) 共生社会実現のための芸術文化振興事業 504百万円 (新 規)

障害者芸術の発表や交流の機会を拡大し、障害者や高齢者、外国人など全ての人が芸術文化活動に参加できる施策を展開するとともに、外国人等が我が国の食文化等暮らしの文化を学習し、地域社会に溶け込むための方策など、共生社会の実現を推進する。

(3) 日本映画の創造・交流・発信

919百万円 (789百万円)

日本映画を振興するため、国際共同制作をはじめとする創造活動の促進、国内外における積極的な発信・展開、映画や映画に関わる人・団体等の交流等を推進する。

さらに、障害者支援として、バリアフリー映画字幕制作支援及び音声ガイドの制作支援を行う。

①日本映画製作支援事業

704百万円 (594百万円)

我が国の映画製作活動を奨励し、その振興を図るため、優れた劇映画、記録映画の製作活動を支援する。新たに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、中小を含む制作会社や新進映画作家向けの助成枠を設ける。

また、国際共同制作に対する支援、映画を通じた国際文化交流や、海外における上映機会の獲得等を推進するため、多言語字幕制作支援を行う。

支援対象：劇映画 28作品(うち国際共同製作 4作品)、記録映画 10作品、
バリアフリー映画字幕・音声ガイド制作 60作品、
多言語字幕制作 60作品

②ロケーションに係るデータベースの運営

36百万円 (16百万円)

各地のフィルムコミッションが持っている情報をインターネット上に集約したデータベースを運営し、国内外への情報提供を通じ、日本国内での映画製作活動を活性化する。

③文化庁映画賞

10百万円 (10百万円)

我が国の映画の向上とその発展に資するため、文化庁映画賞として優れた文化記録映画作品（文化記録映画部門）及び我が国映画界で顕著な業績を上げた者（映画功労部門）に対する顕彰を実施する。

④海外映画祭への出品等支援

67百万円 (67百万円)

海外映画祭への出品を促進するため、展示場及び外国語字幕制作や映画製作者の海外渡航を支援する。

⑤全国映画会議

15百万円 (15百万円)

映画に関する多様な意見や課題に関し、鑑賞者、製作者、上映関係者など様々な立場の関係者や団体が交流・発信できる会議を開催する。

⑥アジアにおける日本映画特集上映事業

81百万円 (81百万円)

アジア地域において映画を通じた文化交流を図り、日本映画の特集上映や人材育成につながる交流事業を実施する。

⑦「日本映画情報システム」の整備

7百万円（ 7百万円）

我が国の映画情報を一括管理している「日本映画情報システム」によって、過去から現在までの映画フィルムの所在の把握と、国内外への日本映画を紹介することにより、より多くの地域での多様な作品の上映を推進する。

(4) メディア芸術の創造・発信

1,102百万円（ 861百万円）

メディア芸術の海外発信やアニメーション映画製作事業に支援することにより、文化芸術の国内外への発信を行う。

①メディア芸術グローバル展開事業

606百万円（ 新規 ）

メディア芸術祭を実施するとともに、海外での展覧会の開催（2か所）、メディア芸術関係フェスティバルでの展示・上映や地方展（3か所）を実施する。さらに、障害者とメディア芸術の関わりについての調査研究を実施する。

②メディア芸術連携促進等事業

367百万円（ 367百万円）

我が国のメディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化に係る取り組みへの支援（20か所）、メディア芸術分野において必要とされる連携共同事業（13事業）等を実施する。

③アニメーション映画製作支援事業

129百万円（ 119百万円）

優れたアニメーション映画の製作活動に対する支援を行う。

支援対象：アニメーション映画16作品（うち国際共同製作 1作品）

バリアフリー映画字幕・音声ガイド制作 10作品

多言語字幕制作 10作品

※前年度限り（メディア芸術祭等事業 375 百万円）

(5) 芸術祭・芸術選奨

363百万円（ 318百万円）

①芸術祭

343百万円（ 298百万円）

芸術の祭典として、舞台芸術の参加公演及び放送・レコード等の参加作品について顕彰を行うとともに、音楽、演劇等の優れた舞台芸術の主催公演を実施する。

②芸術選奨

20百万円（ 19百万円）

芸術各分野において優れた業績を上げた者又はその業績によってそれぞれの部門に新生面を開いた者を選奨し、芸術活動の奨励と振興に資する。

(6) 国民文化祭

243百万円 (243百万円)

国民の各種文化活動を全国的な規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加意欲の喚起、文化創造の促進、地方文化の発展に資する。
(開催予定地) 30年度：大分県、31年度：新潟県

(7) 全国高等学校総合文化祭

127百万円 (96百万円)

全国の高校生による文化部活動の発表の場として全国高等学校総合文化祭及び優秀校公演等を開催するとともに、文化部顧問の教員のための研修会に対する支援、外部指導者活用の事例集の作成・提供や文化部活動の運営の適正化に向け、練習時間や休養日の設定、部活動指導員の活用などについて検討する会議を開催し、高校生の創造活動の水準向上を図る。

(開催予定地) 30年度：長野県、31年度：佐賀県

3. 芸術家等の人材育成

(前年度予算額 8,634百万円)

30年度要求額 9,123百万円

○事業の概要

次の世代の芸術家等の育成など、発想力に富んだ強い人材を養成する取組を通じて、活力ある社会の基盤構築に寄与する。

○事業の内容

(1) 新進芸術家等の人材育成

1,810百万円 (1,785百万円)

才能豊かな新進芸術家等に、公演出演、展覧会出品等、及び海外の大学や芸術団体等における実践的な研修の機会を提供することにより、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等を育成する。

①新進芸術家グローバル人材育成事業 1,446百万円 (1,445百万円)

若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ、高度な技術・知識を習得するための研修機会（公演・展覧会、ワークショップ・セミナー等）や国際的な人的交流の機会を提供することにより、文化芸術を支えるグローバル人材を育成し、我が国の文化芸術の海外への発信力の強化を図る。

◇統括芸術団体による人材育成事業：35事業程度

若手芸術家等を対象とした、公演・展覧会、研修会、ワークショップ・セミナー等の実施

◇芸術系大学等連携における新進芸術家等人材育成

芸術系大学と芸術団体等が連携して行う若手芸術家等を対象とした、高度な技術・知識の習得を目的とした事業の実施

◇芸術系大学等におけるアートマネジメント人材育成：20大学程度

芸術系大学等の資源、施設を活用したアートマネジメント人材、ファシリテーターを育成する事業に対する支援

◇実演芸術連携交流の推進

国内におけるインターンシップや国内外の著名なプロデューサ等による国際会議等の開催 等

◇新進気鋭の海外日本人芸術家との交流

海外で活躍する気鋭の日本人芸術家を招へいし、国内の若手芸術家と協同して行う公演、展示会等を各地で実施

②新進芸術家の海外研修

364百万円（ 340百万円）

美術、音楽、舞踊等の各分野の新進芸術家に対して、海外の大学や芸術団体等における実践的な研修の場を提供する。

研修員数：80人程度

研修期間：1年・2年・3年・特別(80日)・短期(20日～40日)

(2) 文化芸術による「創造力・想像力」 6,828百万円（ 6,461百万円）
豊かな子供の育成

次の世代の芸術家や観客たる子供たちが、創造性や発想力、コミュニケーション力を身に付けるとともに、伝統文化を体験・修得する機会を提供する。

①文化芸術による子供の育成事業

5,540百万円（ 5,223百万円）

子供たちに対し、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、実技指導やワークショップ等を実施する。

◇巡回公演事業：1,550公演程度

一流の文化芸術団体が全国を巡回し、小中学校等において実演芸術公演を実施

◇合同開催事業：380公演程度

巡回公演事業のうち、山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に
存する小中学校等において、合同で実演芸術公演を実施

◇芸術家の派遣事業：3,140件程度

個人又は少人数の芸術家が小中学校等を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施

◇コミュニケーション能力向上事業：200件程度

小中学校等において、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施

②伝統文化親子教室事業

1,288百万円（ 1,238百万円）

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道な
どの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する。また、これまで体
験機会がなかった地域の子供たちにも新たに地方公共団体が中心となり伝統文
化・生活文化に触れる機会を提供する。

◇教室実施型

支援対象：伝統文化・生活文化の振興を目的とする団体

支援件数：4,000教室程度

◇地域展開型（新規）

支援対象：地方公共団体

支援件数：20地域程度

（3）若手映画作家等の育成

214百万円（ 157百万円）

映画製作や実践的な実習等を通じ、我が国の映画界を担う新たな人材を育成する。

①短編映画作品支援による若手映画作家
の育成

173百万円（ 116百万円）

本格的な映画製作のワークショップ等で学んだ技術や知識を、実際の短編映画
作品等の制作を通して実践する場を与え、若手映画作家が世に出る機会を提供する。

②映画関係団体等の人材育成事業の支援

41百万円（ 41百万円）

映画製作の各過程を担う専門性の高い人材を育成するため、大学・専門学校等
と映画関係団体等との連携の下に行われる、製作現場における学生の実習（イン
ターンシップ）受入れを支援する。

(4) メディア芸術の人材育成

272百万円 (232百万円)

メディア芸術を支える優れたクリエイター等を育成する人材育成支援を行うことにより、我が国メディア芸術の国際的評価の維持・向上を進める。

① メディア芸術クリエイター育成支援事業 62百万円 (22百万円)

若手クリエイターや団体が行うメディア芸術作品の創作活動を支援するとともに、クリエイターの新たな作品発表の場の創出や、文化による産業振興の推進を図るため、業界関係者との交流イベントを開催する。

② 若手アニメーター等人材育成事業 210百万円 (210百万円)

アニメ制作スタッフに若手人材を積極的に起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を組み込んだアニメーション制作を実施する。

Ⅱ かけがえのない文化財の 保存、活用及び継承等

(前年度予算額 46,920百万円)
30年度要求額 57,417百万円

文化財を次世代へ確実に継承するために、修理・整備や防災・防犯対策等への支援を行うとともに、文化財を中核とする観光拠点の整備や、文化財等の観光資源としての魅力を向上させる事業を展開し、文化財を活用した観光振興・地域経済の活性化を推進する。

1. 文化財の総合的な活用による 観光戦略実行プランの推進

(前年度予算額 10,421百万円)
30年度要求額 14,706百万円

○事業の概要

明日の日本を支える観光ビジョンにおいて掲げられた『文化財の観光資源としての開花』を目標として、文化財を中核とする観光拠点の整備や、当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行う。

※「文化財総合活用・観光振興戦略プランの創設」の名称変更

○事業の内容

(1) 文化財を通じた歴史体感 プロジェクト

6,553百万円 (4,352百万円)

多くの集客効果が見込まれる大型文化財の公開や活用の機能充実のための整備を進めるとともに、往時を再現した体験行事やコンサート等の公開活用事業の実施により、稼げる文化財として新たな展開を図り、管理や整備に再投資する仕組みの構築を目指す。

①魅力あふれる文化財公開活用事業の促進 800百万円 (新 規)

保存修理・活用整備により集客施設として生まれ変わった国宝・重要文化財（歴史的建造物等）や史跡等で開催される、往時を再現した復元行事、歴史体験行事、伝統芸能・民俗芸能の公演、コンサート等のイベントに要する経費を支援する。

補助対象：市町村等（補助率：定額）

補助件数：5件程度

**②歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 5,753百万円（ 4,352百万円）
（活用整備）**

◇活用整備及び活用整備に関連する普及・啓発事業

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、整備後の「活用」方策も念頭に置きつつ、復元、保存・修復等の整備を支援することにより、史跡等の魅力発信につなげ、地域の活性化・アイデンティティの醸成とともに観光振興を図る。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：200件程度

◇来場者長期滞在促進事業

保存修理・整備が完了した文化財で、地域の面的な広がりを持ち魅力あるものを対象に、観光客が長期滞在できるよう、史跡等を訪れる来場者の利便性を高める施設・設備の整備を支援し、「文化財で稼ぐ」ための環境整備を行う。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：12件程度

（2）地域の美術館・博物館クラスターの形成 2,484百万円（ 新 規 ）

地域の美術館・博物館が中心となって文化クラスター（文化集積地区）を形成し、文化財・歴史・食をはじめとする様々な資源を、地域が主体的・協働的に行う創造的活動と結び付けることにより新たな付加価値を生み出す「文化政策」と「まちづくり政策」を併せて展開する事業等を支援

**①美術館・歴史博物館クラスター形成 1,499百万円（ 新 規 ）
支援事業**

観光振興、多言語化による国際発信、ユニークベニユーの促進など、美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を支援する。

補助件数：20件程度

②地域と共働した創造活動の支援 329百万円（ 新 規 ）

子供、若者、障がい者、高齢者が参加できる地域のアウトリーチ活動、ボランティア交流、学芸員等の招へい・派遣等の取組を支援する。

補助件数：50件程度

③美術館・歴史博物館重点分野推進 650百万円（新 規）
支援事業

我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・歴史博物館に関わる緊急的かつ重点的な分野等の取組を支援する。

補助件数：4件程度

④審査経費等 5百万円（新 規）

（3）観光拠点形成重点支援事業 502百万円（351百万円）

文化財を中核とする観光拠点の整備を推進するため、歴史文化基本構想策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する重点的な支援を実施する。

①歴史文化基本構想活用推進 300百万円（250百万円）

歴史文化基本構想策定地域において、当該構想に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援。

補助対象：申請地方公共団体等で構成される協議会（補助率：定額）

補助件数：20件程度

②優良モデル創出 200百万円（100百万円）

特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援。

補助対象：市町村等（補助率：原則50%）

補助件数：4件程度

③審査経費等 2百万円（1百万円）

（4）日本遺産魅力発信推進事業 1,448百万円（1,350百万円）

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、認定地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組への支援等を実施する。

①日本遺産魅力発信推進事業 1,208百万円（1,283百万円）

日本遺産認定地域において実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用、調査研究のための整備に係る事業等を補助する。

補助対象：申請地方公共団体等で構成される協議会（補助率：定額）

補助件数：50件程度

②日本遺産プロモーション事業 231百万円 (57百万円)
民間企業やメディアを巻き込んだイベントを開催するとともに、認定地域が抱えている課題に対応するための専門家派遣事業を実施する。

③審査経費等 8百万円 (11百万円)

(5) 文化遺産総合活用推進事業 2,172百万円 (1,909百万円)

伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組を支援する。

①地域文化遺産活性化等 1,788百万円 (1,605百万円)

地域の文化遺産や世界文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及活動、後継者養成、記録作成等に対して支援する。

補助対象：文化団体や地方公共団体等で構成される実行委員会（補助率：定額）

補助件数：375件程度

②地域の文化財の総合的な保存活用に 325百万円 (256百万円)
係る基本計画（仮称）等策定支援

文化財を中核とする観光拠点形成を図るための「地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画（仮称）」や「歴史文化基本構想」の策定及び改訂を行うための調査研究・体制整備等の取組を支援する。

補助対象：地方公共団体（補助率：定額）

補助件数：70件程度

③日本の歴史・伝統文化情報発信推進 40百万円 (30百万円)

地域の観光資源である文化財について、外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい解説の作成や情報発信を行うとともに、情報の多言語化を図る体制を整備するためのモデル事業を支援する。

補助対象：観光立国ショーケースに選定された地方公共団体（補助率：定額）

補助件数：3件程度

④審査経費等 18百万円 (18百万円)

(6) 文化遺産コミュニケーター育成事業

20百万円 (新 規)

良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える体制づくりや文化財の魅力を巧みに発信できる人材の育成のため、観光関係民間団体や全国の文化財担当者等を対象とした「文化遺産コーディネーター育成講座」を新たに開催する。

**(7) 日本の美再発見！文化財美術工芸品
魅力開花推進事業**

108百万円 (新 規)

国宝・重要文化財（美術工芸品）のカビ、サビ、埃等の除去や、表具・縁の打ち直しなど、外観を健全で美しい状態に回復し、観光資源としての魅力を向上させる事業（美装化）を支援する。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：50件程度

**(8) 文化財建造物等を活用した
地域活性化事業**

444百万円 (444百万円)

文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

補助対象：文化財の所有者、管理団体、地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：90件程度

**(9) 美しい日本探訪のための
文化財建造物魅力向上促進事業**

305百万円 (305百万円)

国宝・重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の外観、内装（公開部分）を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる事業（美装化）を支援する。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：90件程度

(10) 地域活性化のための特色ある
文化財調査・活用事業

50百万円（新 規）

まとまって一箇所に伝存する絵画、彫刻、工芸品、古文書等を対象に、1点ずつ法量・品質形状・内容を調査・記録し、全体として歴史的価値づけを行うことを通じて貴重な歴史資料群としての文化財の散失を防ぐとともに、保存・活用（地元博物館での企画展示やWEBによる公開等）に供する。

補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：25件程度

(11) 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

621百万円（565百万円）

出土した埋蔵文化財を積極的・総合的に公開活用する為に行う展示、講演会等に係る事業や、埋蔵文化財の調査・整理・公開拠点となる施設の設備整備等について支援する。

補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：230件程度

※前年度限り（地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 1,124百万円、ナイトミュージアムプロジェクトの推進 20百万円）

2. 文化財の適切な修理等による
継承・活用等

(前年度予算額 32,248百万円)
30年度要求額 35,241百万円

○事業の概要

国宝・重要文化財や史跡等を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため、適切な修理・整備や、防災・防犯対策等に対する支援を行う。

○事業の内容

(1) 建造物の保存修理等

12,911百万円 (11,573百万円)

国宝・重要文化財（建造物）を適正に維持し、次世代へ確実に承継するための保存修理事業（根本修理・維持修理等）や、地震、火災等の災害から保護するために必要な防火・防犯対策や耐震対策事業に対する補助を行う。

①調査

8百万円 (8百万円)

◇近代和風建築等総合調査

著名な住宅や旅館、公共建築など、存在が一部知られているだけで、文化財保存の措置がほとんど講じられていない伝統的様式による近代和風建築の全国的な残存状況等に係る悉皆調査

補助対象：都道府県（補助率：原則50%）

補助件数：5件程度

◇近現代建造物緊急重点調査事業

国際的に高い評価を受けながらも文化財としての保護措置が講じられていない近現代の建築物や土木構造物の所在、保存状況等に係る悉皆調査

②国宝・重要文化財建造物保存修理
強化対策事業

10,807百万円 (8,805百万円)

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ確実に継承するため、適時適切な保存修理事業を実施。中期的には適切な修理周期（根本修理：平均150年、維持修理：平均30年）の実現を目指す。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：140件程度（うち根本修理：40件程度）

③登録文化財保存修理

87百万円（ 87百万円）

登録有形文化財（建造物）の保存修理事業の設計監理を実施。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：20件程度

④防災・耐震対策重点強化事業

2,009百万円（ 1,153百万円）

自然災害等から文化財を守り、安全に活用するため、防災・防犯設備等の設置を重点的に推進する。また、耐震対策の推進、強化を図る。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

◇防災施設等事業

重要文化財（建造物）の防災施設（自動火災報知設備、防犯設備等）の新設・改修、危険木伐採や擁壁整備等の環境保全等

補助件数：140件程度

◇耐震対策

重要文化財（建造物）の耐震診断、根本修理を予定していない重要文化財（建造物）の耐震補強等

補助件数：40件程度

※前年度限り（近代遺産等重点保存修理事業 1,518百万円）

（2）美術工芸品の保存修理等

1,580百万円（ 1,022百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）のうち、損傷の進行が著しい文化財を対象とした保存修理事業や、防災・防犯対策の充実のための防災施設・保存活用施設の整備事業等に対する補助を行う。

①国宝・重要文化財美術工芸品保存修理 抜本強化事業

1,140百万円（ 649百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適時適切な保存修理を実施。適切な修理周期（本格修理：50年、応急修理：10年）の実現を目指す。

重要文化財（美術工芸品）の保存修理、剝落防止等

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：230件程度

②防災施設

218百万円（ 218百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を災害等から守るため、防災・防犯設備等の設置を推進する。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：20件程度

③重要文化財等保存活用整備事業

223百万円（ 137百万円）

重要文化財（美術工芸品）の展示機能を備えた収蔵施設の設置

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：10件程度

※前年度限り（調査 18百万円）

（3）伝統的建造物群基盤強化

1,940百万円（ 1,523百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

補助対象：市町村（補助率：原則50%）

①調査

28百万円（ 20百万円）

伝統的建造物群の保存対策、防災対策に係る調査

補助件数：10件程度

②保存改修

1,440百万円（ 1,360百万円）

重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等について、適切な周期（根本修理：100年、維持修理：平均25年）による保存修理、修景、耐震改修を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進

補助件数：150地区程度

③防災施設等

198百万円（ 110百万円）

重要伝統的建造物群保存地区内の防災施設設置等

補助件数：15地区程度

④買上

42百万円（ 33百万円）

重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化

補助件数：4件程度

⑤公開活用事業

232百万円（ 新規 ）

重要伝統的建造物群保存地区内の公開活用に資する設備の整備等

補助件数：40件程度

(4) 指定文化財管理等**140百万円 (140百万円)**

国指定文化財の維持管理（自動火災報知器の法定点検、建物の小修理等）、国有文化財の看視・清掃等に要する経費に対する補助を行う。

①指定文化財管理**125百万円 (125百万円)**

自動火災報知設備、消火設備等の保守点検等

補助対象：地方公共団体（補助率50%）

②国有文化財管理**15百万円 (15百万円)**

国有文化財の毀損、不法占拠を防止するための看視、清掃等

補助対象：国有文化財の管理団体（補助率80%）

(5) 国有文化財等の保存整備等**790百万円 (773百万円)****①模写模造****45百万円 (35百万円)****◇模写模造（建造物）**

伝統的技法の解明、後世への記録・保存・活用のため、社寺等に描かれた彩色の模写を行うとともに、建築史上特に重要なものを模型として製作する。

◇模写模造（美術工芸品）

美術工芸品のうち、経年劣化により移動等が困難な作品について、模写模造品を製作し公開活用するとともに、文化財の高精細複製（レプリカ）の活用促進に係る調査研究を行う。

②文化財管理及び保存活用等**745百万円 (738百万円)**

国有美術工芸品の保存修理や、平城宮跡等の維持管理等業務、高松塚古墳及びキトラ古墳の保存・活用に必要な調査研究を行うとともに、保存修理を終えた一部の壁画について、一般公開等を実施する。

◇国有美術工芸品保存修理

国が所有するのうち、経年劣化や公開活用等により損傷が激しく、緊急性の高いものについて保存修理を行う。

◇平城宮跡等管理等

平城宮跡、藤原宮跡の維持・管理等を行う。

◇高松塚古墳壁画保存・活用の推進

壁画の恒久保存のための修理や調査を行うとともに、壁画の保存・活用のための検討、修理作業室の公開等を行う。

◇キトラ古墳保存・活用の推進

壁画の保存・活用のための調査研究及びキトラ古墳及び壁画の情報を広く一般に公開する事業等を実施する。

(6) 史跡等の保存整備・活用等

16,974百万円 (16,520百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。

①調査

27百万円 (27百万円)

天然記念物の生態・分布等調査

補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：20件程度

②史跡等保存活用計画策定

180百万円 (120百万円)

史跡等の管理基準及び活用・整備の基本方針等の策定

補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：90件程度

③天然記念物再生事業

100百万円 (100百万円)

天然記念物である動植物の生育・育成環境の維持・復元等

補助対象：文化財の所有者、地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：30件程度

④天然記念物食害対策

247百万円 (211百万円)

天然記念物である動物に起因する農林産物等の食害対策等

補助対象：地方公共団体（補助率：2/3）

補助件数：75件程度

⑤重要文化的景観保護推進事業

300百万円 (263百万円)

重要文化的景観内の建造物等の修理・修景、防災施設設置等

補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：60件程度

⑥発掘調査等 **3,300百万円（ 2,991百万円）**

開発等により破壊される恐れのある遺構等の発掘調査、記録作成等

補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：740件程度

⑦歴史活き活き！ **2,170百万円（ 2,170百万円）**

史跡等総合活用整備事業(保存整備)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、整備後の「活用」方策も念頭に置きつつ、復元、保存・修復等の整備を支援することにより、史跡等の魅力発信につなげ、地域の活性化・アイデンティティの醸成とともに観光振興を図る。

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：250件程度

⑧名勝調査 **15百万円（ 15百万円）**

全国に所在する緊急に保護すべき未指定名勝地の特定に関する詳細調査等

補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：15件程度

⑨史跡等の買上げ **10,634百万円（10,623百万円）**

史跡等を良好な状態で保全・整備・活用するとともに、文化財保護法に基づき所有者に課される義務を補償するため、地方公共団体が史跡等を公有化する場合に経費の一部を補助する。

補助対象：地方公共団体（補助率：80%）

補助件数：150件程度

(7) 平城及び飛鳥・藤原宮跡地等の保存整備	905百万円（ 696百万円）
-------------------------------	------------------------

平城宮跡及び藤原宮跡等の保存活用のために必要な整備等を実施する。

◇宮跡地等買上

平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地等の買上げ

◇平城宮跡地等整備

平城宮跡及び藤原宮跡等の保存活用に必要な整備

3. 文化財の公開活用、伝承者養成、
鑑賞機会の充実等

(前年度予算額 4,251百万円)
30年度要求額 7,470百万円

○事業の概要

広く国民に対して文化財を公開し、鑑賞するための機会を提供するとともに、無形文化財等の伝承者養成、わざの錬磨等に対する補助を行う。

○事業の内容

(1) 文化財の保護対策の検討等

281百万円 (207百万円)

文化財の類型ごとに適切な保護対策等を検討し、文化財の活用を促進する。

①有形文化財

127百万円 (73百万円)

建造物や史跡等の保存・活用を図るための調査研究、普及啓発等を実施する。

◇文化財建造物の登録の推進等

登録文化財（建造物）の登録に向けた調査や、登録の促進に向けた普及啓発活動等

◇近代文化遺産保護検討等

近代遺跡及び近代歴史資料の保存等に必要な調査・研究等

◇天然記念物保護体制等の充実に関する調査研究

天然記念物の地域指定の在り方や保護体制等に関する調査・研究等

◇埋蔵文化財保存・活用等

埋蔵文化財の保存活用に関する調査研究等

◇日本における水中遺産跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業

水中遺跡の保護に関する統一的な手法の確立等

◇大規模震災における古墳の石室及び横穴墓等の被災状況調査の方法に関する調査研究事業

被災古墳の状況詳細調査及び復旧方法の検討等

※前年度限り（水中文化遺産調査研究事業 16百万円）

②変容の危機にある無形の民俗文化財の
記録作成の推進

30百万円 (30百万円)

重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、保護団体が特定されておらず、変容・衰滅の恐れが高い行事等について、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を図る。

③無形文化財「わざ」の理解促進事業 67百万円（ 67百万円）
重要無形文化財（工芸技術）に指定されている「わざ」の記録映画の作成、記録資料のデジタル化等を実施する。

④防災・防犯に関する研修会等 5百万円（ 5百万円）
国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者等に対し、効果的な防災・防犯対策、国庫補助事業の説明や、文化財保護法上の必要な手続きの周知徹底などを内容とした研修会を実施する。また、重要文化財等の定期的な所在確認や売買の状況把握等を行う。

⑤「歴史文化基本構想」普及促進事業 5百万円（ 4百万円）
地方公共団体に対し、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針である「歴史文化基本構想」の策定に向けた指導及び助言等を行う。

⑥生活文化調査研究事業 15百万円（ 13百万円）
食文化、茶道等の生活文化等について、次世代へ継承するための方策を検討するための実態調査等を実施する。

⑦伝統工芸用具・原材料調査事業 9百万円（ 9百万円）
経産省等との相互協力により、用具・原材料等の情報を統合し、また、現在の状況を再調査することにより、用具・原材料等の実態を分析する。

⑧国宝・重要文化財（美術工芸品）の所在 25百万円（ 新 規 ）
確認の追跡調査・再発防止について
所在不明の国指定文化財の発見に資するため、各分野の専門家による協力者ネットワークを構築し、所在不明の文化財の発見等に向けた体制を整備する。

※前年度限り（美術品補償制度に係る調査研究 8百万円）

**(2) 鑑賞・体験機会等充実のための
事業推進**

177百万円（ 151百万円）

国民が文化財に接し、鑑賞・体験する機会を充実することにより、我が国の歴史と文化に対する理解を促進し、もって文化財の保存・活用・継承に資する。

①美術館・歴史博物館活動の充実

43百万円（ 18百万円）

学芸員等を対象としたミュージアム・マネジメント研修及びミュージアム・エデュケーター研修を実施するとともに、重要文化財等の修理及び保存科学に関する研修を実施することにより、文化財に適した展示・保存環境などに関する新たなカリキュラムの開発・提供等を行う。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開を促進する企画展の支援等を行う。

②無形文化財等公開活用等事業

38百万円（ 38百万円）

選定保存技術の保存団体による展示・実演・体験、重要無形文化財の保持者の工芸作品等の展示を実施し、その重要性や後継者不足等の諸問題を広く一般に周知する。

③「国民のたから」鑑賞機会の充実

35百万円（ 35百万円）

国が新たに指定した国宝・重要文化財（美術工芸品）や新たに購入した国宝・重要文化財（美術工芸品）等について、広く国民に紹介するための展覧会を実施する。

④発掘された日本列島展

22百万円（ 22百万円）

全国で実施されている発掘調査により明らかになった遺構、出土品等を巡回展示し、併せて開催地域における遺構、出土品等を展示する。

⑤伝統音楽等の普及促進支援事業

27百万円（ 27百万円）

伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するため、実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取組に対して支援を行う。

**⑥NPO等による文化財建造物の
自立型管理活用支援事業**

11百万円（ 11百万円）

地域の文化資源であり、観光資源でもある文化財建造物を、地域社会において自立的に管理活用していく環境を実現するための仕組みを検討する。

(3) 国立アイヌ民族博物館の整備等

4,494百万円 (1,541百万円)

**①国立アイヌ民族博物館の
整備及び運営準備**

4,270百万円 (1,332百万円)

アイヌ文化振興等のナショナルセンターとして平成32年4月公開予定の民族共生象徴空間の中核施設の一つである博物館を北海道白老町に引き続き整備を進める。また、展示業務、展示資料の収集・保管業務の準備及び関係機関やアイヌ関係者等との調整等を行う。

※独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金を含む

②アイヌ文化振興等事業

224百万円 (209百万円)

アイヌ文化振興法に基づき指定された法人である公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が行うアイヌ語講座や、伝承者育成等、アイヌ文化振興等に関する事業に対して補助を行う。

(4) 国宝重要文化財等の買上げ

1,063百万円 (946百万円)

①国宝重要文化財等買上

1,047百万円 (930百万円)

保存管理の措置を講じる必要がある国宝・重要文化財（美術工芸品）等について、国が購入し適切に保存・活用することにより、次世代へ継承する。

買上件数：5件程度

②無形文化財資料買上

16百万円 (16百万円)

重要無形文化財（工芸技術）を継承・保護していくため、工芸技術記録映画の製作対象となった重要無形文化財保持者の作品等を購入する。

買上件数：5件程度

**(5) 無形文化財、文化財保存技術の
伝承等**

1,054百万円 (1,050百万円)

重要無形文化財及び選定保存技術の保持者、保持団体等が行う伝承者養成、原材料・用具の確保等の事業に対して補助を行う。

①無形文化財の伝承・公開

647百万円 (643百万円)

◇無形文化財伝承

重要無形文化財の保持団体等が行う伝承者養成等を支援する。（補助率：定額）

- ・重要無形文化財保持団体等補助（34団体程度）
- ・重要無形文化財の保持者への特別助成金（116名）

◇無形文化財公開

重要無形文化財の保存のための公開事業に対して補助を行う。（補助率：定額）

- ・日本伝統工芸展（11団体）
- ・国家指定芸能特別鑑賞会（能楽、組踊各1団体）

②文化財保存技術の伝承等

407百万円（ 406百万円）

◇選定保存技術保存団体等補助

選定保存技術保存団体等が行う文化財修理技術者の人材育成、原材料・用具の確保等に対して補助を行う。

補助対象：選定保存技術保存団体等（補助率：定額）

補助件数：35件程度

◇選定保存技術保持者補助

選定保存技術保持者が行う文化財修理技術者の人材育成、技能・技術の錬磨等に対して補助を行う。

補助対象：選定保存技術保持者（補助率：定額）

補助件数：60件程度

◇ふるさと文化財の森構想

文化財建造物の保存のために必要な資材について、その重要性等の理解を深めるための研修会等を支援する。

補助対象：民間団体（補助率：定額）

◇ふるさと文化財の森システム推進事業

文化財建造物の修理用資材供給林（ふるさと文化財の森）の設定、修理用資材に関する情報発信、体験学習等への支援、設定地における資材育成のために必要な管理業務に対する補助を行う。

補助対象：民間団体、地方公共団体（補助率：原則50%）

補助件数：10件程度

（6）民俗文化財の伝承等

391百万円（ 346百万円）

民俗文化財調査、重要有形民俗文化財の保存修理や防災施設の設置、重要無形民俗文化財の伝承者養成や用具の修理・新調等に対して補助を行う。

◇調査

民俗文化財の分布や実態等の調査事業に対する補助

補助対象：地方公共団体等（補助率：原則50%）

補助件数：30件程度

◇保存修理

重要有形民俗文化財の修理に対する補助

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：15件程度

◇防災施設

重要有形民俗文化財の収蔵庫等への防災施設（自動火災報知設備等）の設置に対する補助

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：1件程度

◇伝承・活用等

重要無形民俗文化財の伝承者養成、用具の修理・新調等に対する補助

補助対象：保護団体、地方公共団体等（補助率：原則50%）

補助件数：60件程度

◇保存活用整備

重要有形民俗文化財の展示機能を備えた収蔵施設の整備事業に対する補助

補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%）

補助件数：1件程度

（7）国産良質材使用推進・供給地活性化事業	10百万円（	10百万円）
-----------------------	--------	--------

文化財建造物修理用の国産良質材の供給確保に向け、建造物種別、規模及び修理周期から今後必要となる修理用資材の長期的な需要予測を各地域別に算出する。

Ⅲ 文化資源を生かした社会的・経済的 価値の創出（一部再掲）	（前年度予算額 5,427百万円） 30年度要求額 15,721百万円
-----------------------------------	--

文化財の活用を促進するセンター機能の整備や文化財の保存・活用の好循環サイクルに向けた仕組みの構築を行うとともに、国際的な文化芸術の拠点づくりやアート市場の活性化等を行うことにより、「文化で稼ぐ」新たな政策を推進。

1. 文化財が円滑に活用される仕組みの 整備	（前年度予算額 69百万円） 30年度要求額 3,874百万円
---------------------------	------------------------------------

○事業の概要

文化財活用を促進するため、文化財所有者・管理者からの相談に一元的に対応するセンター機能の整備や、地域の美術館・博物館が日本版DMO、NPO、商店街等との連携による文化クラスター(文化集積地区)を形成し、地域の文化財と様々な資源を新たな創造的活動や事業に結び付け、地域振興や新たな事業の創出に資する。

○事業の内容（各事業の詳細は他章参照）

（1）文化財活用のためのセンター機能 の整備	1,200百万円（新 規）
---------------------------	---------------

全国の地方公共団体、博物館・美術館等からの相談に一元的に対応するとともに、文化財の高精細レプリカやVR等を活用したビジネスモデル創出等を担うセンター機能を整備。

（2）地域の美術館・博物館クラスター の形成（再掲）	2,484百万円（新 規）
-------------------------------	---------------

地域の美術館・博物館が中核となって文化クラスター（文化集積地区）を形成し、文化財・歴史・食をはじめとする地域の様々な資源を、地域が主体的・協働的に行う創造的活動と結びつけることにより新たな付加価値を生み出す「文化政策」と「まちづくり政策」を併せて展開する事業等を支援。

(3) 美術館・博物館魅力化のため
の学芸員等の研修（再掲）

59百万円（ 14百万円 ）

学芸員等を対象としたミュージアム・マネジメント研修及びミュージアム・エド
ケーター研修を実施するとともに、重要文化財等の修理及び保存科学に関する研修を
実施することにより文化財に適した展示・保存環境などに関する新たなカリキュラム
の開発・提供等を行う。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開に関する企画
展の支援等を行う。

◇文化遺産コミュニケーター育成事業

◇重要文化財等の修理及び保存科学に関する研修

◇博物館の管理・運営に関する研修

◇重要文化財等公開活動推進事業

(4) 文化財の海外交流の推進（再掲）

132百万円（ 56百万円 ）

国内外の美術館・博物館と連携し、我が国の文化財の海外交流を通じて日本文化の
魅力を広く海外に紹介するとともに、諸外国の文化関係機関と文化財の海外交流・協
力推進に向けた調整等を実施する。

2. 文化財への理解が再投資を生む好循環	（前年度予算額	4,657百万円）
サイクルの構築（再掲）	30年度要求額	6,966百万円

○事業の概要

保存修理・整備を完了した文化財で、地域の面的広がりを持ち、かつ魅力あるも
のを「文化財で稼ぐ」観点を具体化させ、文化財への再投資を生む好循環サイ
クルを構築する。

○事業の内容（各事業の詳細は他章参照）

（１）文化財を通じた歴史体感プロジェクト

6,553百万円（ 4,352百万円 ）

多くの集客効果が見込まれる大型文化財の公開や活用の機能充実のための整備を進めるとともに、往時を再現した体験行事やコンサート等の公開活用事業の実施により、稼げる文化財として新たな展開を図り、管理や整備に再投資する仕組みの構築を目指す。

◇魅力あふれる文化財公開活用事業の促進

◇歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

（２）文化財の美装化

413百万円（ 305百万円 ）

文化財の周期的な根本修理、維持修理（建造物の根本修理は150年、美術工芸品は50年）を待つことなく、文化財を健全で美しい状態に回復するために、建造物の外観・内装の修繕、漆塗部分の漆がけなどや、美術工芸品の外観のカビ、サビ、埃等の除去や、表具・縁の打ち直しなどにより、その価値と魅力を高め、文化財の活用を促進する。

◇美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業

◇日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業

	(前年度予算額	701百万円)
3. 国際的な文化芸術の拠点形成等（再掲）	30年度要求額	4,631百万円

○事業の概要

文化資源により社会的・経済的な価値を創出し、訪日外国人（インバウンド）の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、芸術祭などを中核とし、国際発信力のある拠点形成を支援する。

また、世界における日本の芸術文化への関心と評価を高め、また鑑賞機会を充実するため、我が国の芸術文化各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築強化しつつ、世界のトップと評価される新たな芸術文化の創造と発信を図り、戦略的な芸術文化施策を展開する。

○事業の内容（事業の詳細は他章参照）

◇国際文化芸術発信拠点形成事業

◇戦略的芸術文化創造推進事業

4. アート市場活性化事業

(新 規)
30年度要求額 250百万円

○事業の概要

世界のアート市場に比して小規模にとどまっている日本のアート市場の拡大を実現するため、我が国を代表する美術館等により、日本人アーティストの作品の適正な評価・価値付けを行う調査研究と実験的な展示や、海外への出展支援等を実施する。

○事業の内容

日本国内の評価軸を担う我が国を代表する美術館等において、日本人アーティスト及び作品の適正な評価・価値付けを行う調査研究とともに、若手作家の海外アートフェア等への出展支援等を総合的に実施する。また、事業実施に必要な特任学芸員の配置やアート市場関係者等の外部有識者との連携協力体制の構築を支援する。

支援対象：我が国を代表する美術館

支援件数：5館程度

IV 日本ブランド向上に向けた多彩な 文化芸術の発信（一部再掲）	（前年度予算額	2,234百万円）
	30年度要求額	5,050百万円

日本ブランドの向上に向け、文化人・芸術家等のネットワークの形成・強化、交流を契機とした国際文化交流を推進するとともに、我が国の多彩な文化芸術を戦略的に国内外へ発信し、国内の文化芸術水準とクール・ジャパンの発信強化を図る。

また、文化遺産保護等の国際協力や外国人に対する日本語教育を推進する。

1. 日本文化の発信・交流の推進	（前年度予算額	1,859百万円）
	30年度要求額	1,988百万円

○事業の概要

芸術文化の世界への発信と新たな展開のため国際フェスティバルへの参加・出展などの取組に対して支援するとともに、「文化芸術創造都市」の活動支援・発信力強化を推進するための取組を進める。

また、文化遺産オンライン構想、世界遺産普及活用、「東アジア文化都市」を中心とした東アジア各国との文化交流・人的交流を推進するなど、文化芸術の国内外への発信を戦略的に行う。

○事業の内容

（1）芸術文化の発信と新たな展開	1,070百万円（1,070百万円）
------------------	--------------------

音楽、舞踊、演劇、映画、現代アートなどの各分野における我が国の優れた芸術文化を世界で展開するため、海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際的舞台芸術イベントの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組に対し支援を行う。

◇日本文化海外発信推進事業（映画1件、現代アート等1件）

◇現代アートの海外発信の推進（現代アート20件、シンポジウム1回）

◇海外国際フェスティバル参加等支援（舞台芸術32公演）

◇国際共同制作（舞台芸術10公演）

◇国際的舞台芸術イベントの開催支援等（舞台芸術4公演）

(2) 文化芸術交流の推進

703百万円（ 614百万円）

日中韓3か国で選定した「東アジア文化都市」において、文化交流・人的交流事業を実施するとともに、芸術家・文化人等を世界各国に「文化交流使」として派遣し、日本文化紹介活動を展開すること等により、文化芸術交流の推進を図る。

①東アジア文化交流推進プロジェクト事業 185百万円（ 170百万円）

日中韓3か国で選定した「東アジア文化都市」において、中韓との交流を推進するため、3か国間で文化芸術団体の派遣・招へいを行い、アジアの文化芸術イベント等を実施するとともに、事業発展のための体制を整備する。

また、東アジア諸国との間で芸術家、文化人等の交流事業や日本が強みを有する分野での文化協力事業を実施する。

②アーティスト・イン・レジデンス活動 112百万円（ 110百万円） を通じた国際文化交流促進事業

国内のアーティスト・イン・レジデンス（AIR）実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のAIR実施団体との国際的な協力関係を活発にし、双方向の国際文化交流を促進する。

③国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応 35百万円（ 24百万円）

日中韓やASEANとの文化大臣会合をはじめ、ユネスコ等の国際会議に出席するほか、ハイレベルの芸術家、文化財専門家、博物館、文化行政担当官を招へいする。

④芸術家・文化人等による文化発信推進事業 105百万円（ 70百万円） ー文化庁「文化交流使」の派遣等ー

著名な芸術家、文化人等を世界各国に「文化交流使」として派遣するとともに、情報発信に資するサポート体制を強化し、戦略的な日本文化の発信を実施する。

⑤国際文化交流・協力推進事業 266百万円（ 240百万円）

首脳間や政府間で設定される周年事業等において、国としての対応が必要となるトップレベルの文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。

(3) 文化芸術創造都市推進事業（再掲）

15百万円（ 15百万円）

文化芸術の持つ創造性を活かして地域振興・観光・産業振興に取り組む「文化芸術創造都市」を促進するための全国的ネットワークを充実・強化することによって、文化芸術による地域の活性化及び地域文化の国際発信を図る。

(4) 文化遺産オンライン構想の推進**56百万円 (61百万円)**

我が国の文化財の情報を広く国内外に向けて発信するポータルサイト（文化遺産オンライン）を運用するとともに、全国の博物館・美術館が保有する文化財の情報、画像について、文化遺産オンラインへの掲載を推進するため、資料のデジタル化、写真の収集等に必要となる経費を支援する。

**(5) 文化財のバーチャル・リアリティ（VR）
の活用推進にかかる調査研究****50百万円 (20百万円)**

文化財に関するVRの活用促進のため、全国で数か所のモデル地区を設定し、VR等を活用した文化財による地域活性化や観光拠点形成等を目指す取組を支援する。

**(6) 世界遺産普及活用・推薦のための
事業推進****93百万円 (79百万円)**

我が国の推薦案件を確実に世界遺産登録へつなげるとともに、登録後の保全と活用を図るため、世界遺産委員会や専門家会合に出席し情報収集、審査傾向の分析等を行う。

2. 文化遺産保護等国際協力の推進**(前年度予算額 375百万円)****30年度要求額 451百万円****○事業の概要**

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」及び「無形文化遺産保護条約」に基づき、有形・無形の文化遺産に対する国際協力を推進することにより、世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資する。

○事業の内容**(1) 文化遺産保護国際貢献事業****188百万円 (187百万円)**

緊急的な専門家の派遣・招へい、諸外国の文化遺産分野における人材育成への協力事業、無形文化遺産保護に係る研修事業、国際会議の開催、文化遺産国際協力コンソーシアムの運営等を実施する。

(2) 文化財の海外交流・協力の推進**137百万円 (61百万円)**

国内外の美術館・博物館と連携し、我が国の文化財の海外交流を通じて日本文化の魅力を広く海外に紹介するとともに、諸外国の文化関係機関と文化財の海外交流・協力推進に向けた調整等を実施する。

◇文化財海外交流展

〈平成 30 年度の開催予定〉 イギリス（ウェールズ）、スイス（リートベルグ）
ロシア（モスクワ）、フランス（パリ）等

◇文化財不法輸出入等防止推進費

条約締約国における不法取引の実態や輸入規制方法等についての情報交換、調査研究等

(3) 文化財保存修復研究国際センター
との連携協力等

126 百万円（ 127 百万円）

文化財保存修復研究国際センター（ICCRROM:イクロム）の行う文化財の保存・修復に関する研究事業等への協力、アジア太平洋地域の世界遺産等文化財保護に関する国際協力、日・伊の文化遺産国際協力覚書に基づく文化財保護活動、アジア諸国の文化財の保存修復等に係る技術協力、ユネスコ無形文化遺産の戦略的登録の推進等を実施する。

（ 新 規 ）

3. 国際文化芸術発信拠点形成事業（再掲）30年度要求額 2,611 百万円

○事業の概要

文化資源により社会的・経済的な価値を創出し、訪日外国人（インバウンド）の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、芸術祭などを中核とし、国際発信力のある拠点形成を支援する。

○事業の内容（事業の詳細は他章参照）

V 文化発信を支える基盤の
整備・充実

(前年度予算額 30,996百万円)
30年度要求額 34,530百万円

我が国の顔となる国立文化施設（美術館・博物館・劇場）の整備・充実等を通じて、文化発信の国内基盤を強化するとともに、国民の鑑賞機会の充実を図る。

1. 国立文化施設の機能強化

(前年度予算額 25,862百万円)
30年度要求額 27,093百万円

○事業の概要

国立文化施設における展覧・公演事業等の実施、収蔵品及び観覧・鑑賞環境の充実、多言語化対応や夜間開館の拡充等を含め、ナショナルセンターに相応しい機能強化を図る。

○事業の内容

①国立美術館運営費交付金 7,857百万円（ 7,537百万円）

美術品の収集・保管及び展示等を行うとともに、観覧環境における多言語化や夜間開館などの機能強化を推進する。

②日本芸術文化振興会運営費交付金 10,428百万円（ 10,000百万円）

伝統芸能の保存・振興及び現代舞台芸術の振興・普及等を行うとともに、劇場情報の多言語化、日本版アーツカウンシルの実施などの機能強化を推進する。

③国立文化財機構運営費交付金 8,808百万円（ 8,325百万円）

有形文化財の収集、保管及び展示や文化財に関する調査及び研究を行うとともに、観覧環境における多言語化や夜間開館などの機能強化を推進する。

2. 国立文化施設の整備

(前年度予算額 3,971百万円)
30年度要求額 6,036百万円

○事業の概要

来館者等の快適な観覧環境や安心安全を維持するため、基幹施設の改修等を行う。

○事業の内容

①国立美術館施設整備費 2,875百万円（ 2,010百万円）

◇国立新美術館土地購入費

◇東京国立近代美術館基幹施設整備
フィルムセンター収蔵庫等空調機更新等

◇京都国立近代美術館基幹施設整備
電話交換機設備更新工事

◇国立西洋美術館基幹施設整備
中央監視装置等更新工事

◇国立国際美術館基幹施設整備
熱源設備圧縮機等更新工事

◇国立新美術館基幹施設整備
入退室管理設備更新等工事

②日本芸術文化振興会施設整備費 **950百万円（ 181百万円）**

◇国立劇場等大規模改修工事実施計画策定等
国立劇場等の大規模改修工事に向けた計画策定及び調査等

◇国立能楽堂基幹施設整備
字幕表示装置改修工事等

◇国立文楽劇場基幹施設整備
音響出力系及びステージスピーカー設備更新工事等

◇国立劇場おきなわ基幹施設整備
公演記録カメラ設備整備等

◇新国立劇場基幹施設整備
オペラ劇場舞台照明操作卓整備等

③国立文化財機構施設整備費 **2,211百万円（ 1,780百万円）**

◇東京国立博物館仮設収蔵庫整備

◇京都国立博物館基幹施設整備
本館（明治古都館）の収蔵庫改修

◇奈良文化財研究所基幹施設整備
本庁舎周辺環境整備等

	(前年度予算額	2 1 1 百万円)
3. 外国人に対する日本語教育の推進	30年度要求額	3 2 5 百万円

○事業の概要

我が国に居住する外国人にとって、日本語が分からないことから生じる様々な問題を解消し、円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるように日本語教育を推進する。

○事業の内容

- | | | |
|----------------------------------|-------------|------------|
| (1) 「生活者としての外国人」のための
日本語教育事業等 | 1 7 2 百万円 (| 1 5 1 百万円) |
|----------------------------------|-------------|------------|

我が国に居住する外国人が日本語を用いて円滑に生活を送ることができるよう、「生活者としての外国人」を対象とした、地域における日本語教育を推進する。

また、これまで日本語教育に関するノウハウがなく、指導する人材がいない等の理由で日本語教室を開設できていない自治体を対象として、アドバイザーを派遣したり、インターネット等を活用した日本語学習教材（ＩＣＴ教材）の開発等を行う「誰もが学べる日本語」推進事業を実施する。

- | | | |
|--------------------------------------|-----------|-------|
| (2) 日本語教育の人材養成及び現職者研修
カリキュラムの開発事業 | 9 4 百万円 (| 新 規) |
|--------------------------------------|-----------|-------|

日本語教育人材の質的向上を図ることを目的として文化審議会国語分科会がとりまとめる「日本語教育人材の養成に必要となる教育内容及びモデルカリキュラム」等の普及を図るため、日本語教員等の養成・研修プログラムの開発等を実施する。

- | | | |
|--------------------------------|-----------|----------|
| (3) 条約難民及び第三国定住難民に対する
日本語教育 | 4 3 百万円 (| 4 3 百万円) |
|--------------------------------|-----------|----------|

条約難民及び第三国定住難民に対し、日本語教育を実施するとともに、第三国定住難民の継続的な日本語学習を支援する通信による学習教材等を開発する。

- | | | |
|------------------|-----------|----------|
| (4) 日本語教育に関する調査等 | 1 7 百万円 (| 1 7 百万円) |
|------------------|-----------|----------|

日本語教育実態調査、日本語教育研究協議会の開催、「NEWS」（日本語教育コンテンツ共有化システム）の運用などにより、外国人に対する日本語教育を推進する。

	(前年度予算額	9 5 2 百万円)
4. 文化発信を支える基盤の整備・充実	30年度要求額	1, 0 7 6 百万円

○事業の概要

文化発信の国内基盤強化及び国民の鑑賞機会充実を図る。

○事業の内容

(1) 文化政策情報システムの運用等	4 1 8 百万円 (3 5 9 百万円)
--------------------	------------------------

①文化施策の企画立案	2 6 3 百万円 (1 9 4 百万円)
------------	------------------------

文化施策の企画・立案に必要な各種データ、資料の収集、調査研究等を実施する。

②文化政策情報システムの運用等	1 5 5 百万円 (1 6 4 百万円)
-----------------	------------------------

文化芸術事業の積極的な発信、ホームページの充実及び庁内情報通信ネットワークシステムの円滑な運営を行うとともに、政府機関へのサイバー攻撃等の脅威に対応するためセキュリティ対策を強化し文化行政の情報化と情報発信を行う。

(2) 文化関係資料のアーカイブの構築等に関する調査研究	9 6 百万円 (9 7 百万円)
------------------------------	--------------------

①文化芸術活動の推進の基盤構築に関する検討会	1 8 百万円 (1 7 百万円)
------------------------	--------------------

各分野の特性に応じた保存全般にわたる事項に基づき、それぞれ有識者による会議を開催し、施策の推進を図るための意見を聴くとともに、国内外における取組に関する調査研究を行う。

②アーカイブの構築に向けた実践的調査研究	4 7 百万円 (3 6 百万円)
----------------------	--------------------

4 分野 (①テレビ、ラジオ番組の脚本・台本、②写真フィルム、③音楽関係資料、④その他) ごとに、関係機関の連携体制を構築・検討し、目録の作成・公開を行うとともに、目録・資料のデジタル化を試行的に実施する。

③アーカイブ中核拠点形成モデル事業	3 0 百万円 (4 5 百万円)
-------------------	--------------------

デザインの各分野 (グラフィック、プロダクト等) における中核拠点の形成を支援することにより、当該分野のネットワーク化を推進し、分野全体のアーカイブの構築・運営や共同利用の促進等を図る。

(3) 近現代建築資料等の収集・保存

123百万円 (104百万円)

我が国の近現代建築に関する図面等の劣化、海外流出や散逸を防ぐため、国立近現代建築資料館を拠点としてアーカイブの構築等を図り、次世代に継承する。

(4) 著作権の保護

338百万円 (307百万円)

情報化の進展に対応した著作権法制の検討のための調査研究、コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業、著作権の普及啓発を図るための講習会開催及び教材提供等、国際的な課題対応のための各国との協議、海賊版対策等を行う。

(5) 国語施策の充実

58百万円 (50百万円)

国語に関する実態調査、国語問題研究協議会の開催、アイヌ語や東日本大震災の被災地域における方言など危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業、国語施策情報システムの更新事業を実施し、国語施策の充実を図る。

(6) 宗務行政の推進

43百万円 (36百万円)

宗教法人法に基づく認証等の事務処理、不活動宗教法人の整理促進対策及び宗教法人等に対する研修会等を実施するとともに宗教法人の運営に係る諸課題等の調査研究を行い、適正な宗務行政の推進を図る。

東日本大震災復興特別会計

	(前年度予算額	9 0 4 百万円)
東日本大震災からの復旧・復興対策	30年度要求額	7 8 1 百万円

(1) 被災文化財の復旧	5 9 5 百万円 (	7 0 0 百万円)
--------------	-------------	------------

被災した国指定等文化財について、早急に保存・修復の措置を講ずる。

①建造物	7 8 百万円 (	7 8 百万円)
②記念物	4 8 8 百万円 (	5 0 3 百万円)
③伝統的建造物群	2 8 百万円 (	1 1 8 百万円)

(2) 被災ミュージアム再興事業	1 8 6 百万円 (	2 0 4 百万円)
------------------	-------------	------------

被災した博物館資料の修理を支援する。

《参考資料》

文化芸術を社会の基盤と位置づけ、文化資源によって付加価値を生み、社会的・経済的な価値を創出することにより、文化芸術立国の実現を図る。地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。

現状

文化芸術資源を活用して地域の再生に取り組む自治体が増え、優良事例も増加しているが、一方で、

○地域経済活性化の推進手段として、文化芸術と他の分野との有機的連携が図られつつ最大限活用されているとは言えず、波及効果も限定的

○文化芸術のフェスティバルの開催は活発化し、メディアで特集されるなど認知度が高まりつつあるが、海外まで広く認知されているとは言えず来場者に占める訪日外国人の割合も低水準（5%未満がほとんど）

＜参考＞海外の有名観光ガイド（Lonely Planet Japan）の「Top things to do」に挙げられている50か所のうち文化芸術のフェスティバル関連は瀬戸内国際芸術祭のみ

○地域の文化芸術を担う総合プロデューサー等専門人材が不足

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

第2 Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 3. (2)

iii)文化芸術資源を活用した経済活性化

産学官連携による文化芸術資源の活用を通じた地域活性化・ブランド力向上やコンテンツを軸とした文化の社会的・経済的価値等の創出に向け、文化庁の機能強化を図りつつ、文化芸術産業の経済規模（文化GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大し、文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創出する「稼ぐ文化」への展開を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）

第2章2. (5)①文化芸術立国

「文化経済戦略（仮称）」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組を推進する。

国際発信力

ブランド化

民間企業との連携

関連分野との有機的な連携

を重点的に支援・強化

事業内容

2020東京大会とその後を見据え、日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援。

具体的には、以下の取組を総合的に実施する事業者を支援

- 芸・産学官が連携して行う継続的な文化芸術事業の実施
- 影響力を持つ海外メディアの招聘をはじめとした国際発信力の強化
- 国内のみならず訪日外国人をも魅了するコンテンツとなるよう戦略的なブランディング
- 国際的な集客力のあるアーティストの招聘
- 継続的に支える官民一体となった組織の形成
- コアとなる総合プロデューサー人材の育成 など

観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的に連携させて事業展開を行うことで、経済活性化等の波及効果の最大化を図り、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会の実現を促す。



- 補助対象事業者 地方公共団体、民間企業を含む実行委員会等
- 補助金予定額 1拠点1.7億円
- 支援予定拠点数 15拠点
- 補助対象経費 国際発信に要する経費
文化芸術事業の質の向上に資する出演費・舞台費 等
- 支援期間 最大5年間の継続支援

＜参考＞エディンバラ・フェスティバル

スコットランドの首都エディンバラで毎年開催される複数の芸術と文化のフェスティバルの総称。

世界中から舞踏、オペラ、音楽、演劇界の一流アーティストを招聘する「エディンバラ国際フェスティバル」など通年で10を超えるフェスティバルが開催される。

来訪者は450万人超、経済効果は約437億円（2015年スコットランド）。地域住民の89%が、フェスティバルによって「エディンバラがスコットランドで特別な地になった」と回答し、シビックプライドの醸成にも寄与。

2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、**地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上**させるとともに、**多様で特色ある文化芸術の振興**を図り、ひいては**地域の活性化に寄与**する。

【事業内容①】

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援。

- 補助対象事業者 地方公共団体
- 補助金上限額 8千万円(補助率1/2)
- 補助対象経費 文芸費、舞台費、報償費、消耗品等

地方公共団体

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を実施

【取組例】地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ/能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や、舞踊等の公演/音楽祭、演劇祭、写真祭、美術展



『イナバとナバホの白兎』(SPAC)
(撮影者:日置真光)
静岡県「ふじのくに芸術回廊創出事業」



南種子町「種子島宇宙芸術祭」

多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化

【事業内容②】

地方公共団体等による地域の文化施策推進体制構築する取組を支援。

文化芸術立国の実現を加速する文化政策(答申) 文化審議会(平成28年11月17日)
地方公共団体においても、地域の文化芸術に熟知しつつ、自立した文化芸術活動に求められる**マネジメント**等を備えた専門的人材を確保することが必要である。あわせて、**地域のアーツカウンシル機能(主として文化芸術政策の立案や調査研究などを実施する機能)**を強化する観点から、独立行政法人日本芸術文化振興会との連携を図りつつ、**地域の文化芸術施策推進体制の整備を促進していく必要がある。**

- 補助対象事業者 地方公共団体(都道府県・政令指定都市)
- 補助金上限額 2千万円(補助率1/2)
- 補助対象経費 専門人材による文化芸術政策の立案に要する経費、調査研究・情報発信に要する経費等

都道府県・政令指定都市

委託等

文化振興財団等

文化芸術施策の
立案・遂行

助成事業

調査研究
情報発信

文化芸術分野の支援に専門性を持つ独自の
職員の配置

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力が向上

事業の目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目指す。

事業の概要

各劇場・音楽堂等の
ミッション・
ビジョン等の
確認・再設定

ミッション・
ビジョン等を
踏まえた
事業計画の策定

成果目標、
成果指標
の設定

劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業

我が国を代表する牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う事業を総合的に支援

- ◆ 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援
支援件数 15件
- ◆ バリアフリー・多言語対応については定額加算

地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業

地域の文化拠点としての機能をより一層強化する取組(公演事業、人材養成事業、普及啓発事業)を支援

- ◆ 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援
支援件数 140件
- ◆ バリアフリー・多言語対応については定額加算

共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めるため、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動に対して支援

- ◆ 事業実施に必要な経費の二分の一を上限に支援
支援件数 2件
- ◆ バリアフリー・多言語対応については定額加算

劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力による巡回公演の促進により、文化芸術活動の地域間格差を解消する取組に対して支援

- ◆ 巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援。支援件数 70件

劇場・音楽堂等基盤整備事業

劇場・音楽堂等が抱える課題・ニーズにきめ細やかに対応した研修等の実施による劇場・音楽堂等の人材力・組織力の強化

専門家(PD・PO)
による助言

効果の検証と
検証結果の反映



自律的・持続的な事業改善

- ・我が国のアーツカウンシルとしての機能を有する独立行政法人日本芸術文化振興会に本事業を移管し、専門家(PD・PO)を活用して、事業に対する事後評価制度を導入し、検証結果を今後の事業の選定に反映させていく。
- ・バリアフリーや多言語対応についても支援する。
- ・これらの取組みにより、劇場・音楽堂等の自律的・持続的な事業改善の循環を作り出す。

趣旨：文化芸術・文化資源による地域活性化のため、地域とマネジメント人材のマッチングを通じて、地域の特徴を生かした取組みを支援するとともに、マネジメント人材の育成や人材バンクの構築などの基盤整備を行うことにより、クリエイティブ人材の地方移住を促す。



文化庁・コーディネートチーム

人材バンク（マネジメント人材）

- ・コーディネート機能
- ・マッチング機能
- ・キャリアカウンセリング機能
- ・人材育成・研修

マッチングの要望
・相談

マネジメント人材派遣



- ・専門人材が地域に移住
- ・リサーチを通じて地域でのプロジェクトの方向性を提案

行政

住民

アーティスト
アートNPO

大学等

企業

【地域の現状】

地域の伝統、祭りや建造物・自然などの文化資源を活用してまちを活性化したい

【専門人材の現状】

これまでの経験や知見を生かし、安定した環境で長期的に活躍したい

でも…

- ・人材不足
- ・手法が分からない
- ・持続的な活動・雇用の場がない

- ・アートプロジェクト等の実施
- ・地域の文化資源の再発見
- ・異分野交流による地域イノベーション促進

クリエイティブ人材の
集積・定住促進
地域の活性化

モデル事業の実施（6地域）

文化庁・
コーディネート
チーム

マネジメント人材を必要としている地域と人材をマッチングし、マネジメント人材を核とした文化芸術・文化資源を活用したまちづくりに取り組む地域を支援。

マネジメント人材が地域に入ることにより、文化資源を活用したまちづくりの流れを作る

アートプロジェクト等の実施

マネジメント人材を中心として活性化した地域にクリエイティブ人材が移住、集積



全国マネージャー会議

各地で活動するアート／ヘリテージマネージャーやアートNPO、自治体の文化振興・地域振興担当者などを対象とする「全国マネージャー会議」を開催。

横断的取組

マネージャー
間のネット
ワークの構築

モデル地域で
の取組状況を
全国に発信

基盤整備

マネジメント
人材の確保

人材バンクの
構築

雇用の創出

趣旨

世界における日本の芸術文化への関心と評価を高め、また、鑑賞機会を充実するため、我が国の芸術文化各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな芸術文化の創造と発信を図るなど、戦略的な芸術文化施策を展開する。

現在(平成29年度)

2018(平成30)年度

2019(平成31)年度

2020(平成32)年度

2021(平成33)年度

2022(平成34)年度

【事業概要】

2020東京大会をひとつの契機に、我が国の芸術文化各分野の総力を結集して行う世界レベルの公演等の実施、グローバル・ネットワークの構築、効果的な国内外への戦略的広報の構築・実施、観光や産業等と有機的に連携した新たな文化活動モデルの構築等を推進し、**2020年以降にレガシーを創出する戦略的な芸術文化施策の展開を図る。**

※世界水準の公演を行うため長期的な視点で計画的に複数の課題解決に取り組む(最大5年間の継続実施)

その他、国民の鑑賞機会の充実を図る取組についても引き続き実施する。

【2020年以降へのレガシー創出】(効果)

- 我が国の芸術文化の水準が世界的なものに高まり、文化による国家ブランド戦略の構築やインバウンドの増加
- グローバルなネットワークを構築・強化した実施体制の強化 → 優れた芸術活動の安定的な実施
- 『観客層の拡大→入場料収入の増→公演数や質の向上→観客層拡大』といったプラスのスパイラル効果
- 地方や離島・へき地における、優れた舞台芸術公演の鑑賞機会を充実し、居住地域等による鑑賞機会の格差を縮小



2020東京大会

【芸術文化振興上の課題例】(現在の我が国の芸術文化活動)

文化による国家ブランド戦略の構築と社会的・経済的価値等の創出(新規・拡充)

- 我が国の実演芸術の世界へのアピールが足りないと同時に海外からも高い評価を得られる公演も少ない。
- 国際的に評価の高い芸術家が国内において恒常的に活躍できる場・機会が少ない。
- 海外からも高い評価を得られる公演を実現するための体制・基盤強化が必要。
- 新たな観客層の開拓が遅れている。
- 文化芸術を活用した新たな価値を創出する取組事例が少ない。

国民の鑑賞機会の充実

- 地方や離島・へき地における、優れた実演芸術を鑑賞する機会が少ない。

【想定される取組の例】

- 芸術文化各分野の総力を結集し、世界のトップと評価される公演等の実施。
- 専門家を交えた戦略的広報に基づく対外発信・マーケティング戦略の実施。
- 国内主要劇場と連携体制を構築し、ロングランの公演等の実施。
- グローバルなネットワークを構築・強化し、世界のトップと評価される国際共同制作公演の実施。
- 神社仏閣、国立公園等の特別感のあるユニークバニユーで先進的な文化イベントを実施。
- 地方や離島・へき地において、高い評価を受ける芸術団体による公演等の実施。

舞台芸術創造活動に対し、分野の特性に応じた最適できめ細やかな助成システムを推進することにより、我が国芸術団体の水準向上と、より多くの国民に対する優れた舞台芸術鑑賞機会の提供を図る。

舞台芸術創造活動支援

音楽分野

オーケストラ、オペラ

■ 入場料収入連動型

我が国の芸術水準の向上を図るとともに、芸術団体の集客努力を促し、より多くの国民に優れた舞台芸術を提供するため、入場料収入に応じた支援を行う。

- 支援方法 自主公演における入場料収入に対し一定の係数を乗じて、助成額を決定（年間活動支援）

※ 助成額＝公演毎の入場料収入×係数

- 支援期間 複数年度助成（3年間）

- 支援件数 オーケストラ 12団体、オペラ 6団体



合唱、室内楽等

■ 創造活動経費支援型

芸術団体の芸術水準の向上となる公演の中でも、特に企画性の高い意欲的な芸術活動について、創造活動に対する支援を行う。

- 支援方法 創造活動に要する経費を対象に助成額を決定（年間活動・公演事業支援）

- 支援期間 年間活動支援：最長3年間 / 公演事業支援：単年度

- 支援件数 年間活動支援：5団体 / 公演事業支援：16件



舞踊分野

■ 創造活動経費支援型

- 年間活動支援
バレエ 8団体
現代舞踊等 5団体
- 公演事業支援 13件

演劇分野

■ 創造活動経費支援型

- 年間活動支援 17団体
- 公演事業支援 47件

伝統芸能分野

■ 創造活動経費支援型

- 年間活動支援 12団体
- 公演事業支援 3件

大衆芸能分野

■ 創造活動経費支援型

- 年間活動支援 9団体
- 公演事業支援 1件

効果

- 我が国舞台芸術の更なる水準向上
- 優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実
- 国民の芸術活動への積極的な参加意識の醸成

- 世界に誇れる舞台芸術の創造
- 持続可能な芸術活動の展開
- 国民生活の質的向上

障害者の芸術の振興のための鑑賞活動・創作活動への支援、文化芸術の力を利用した高齢者、青少年等の社会参画の推進、外国人等への我が国の暮らしの文化の学習機会の提供等を通じ、共生社会の実現を推進する。

事業概要

障害者の芸術活動支援を行う団体等、共生社会実現のための取組を実施する団体を支援

(1) 障害者の文化芸術活動推進プロジェクト

障害者の芸術の振興のため鑑賞活動や創作活動への支援や、国内外における展覧会等の取組を実施。

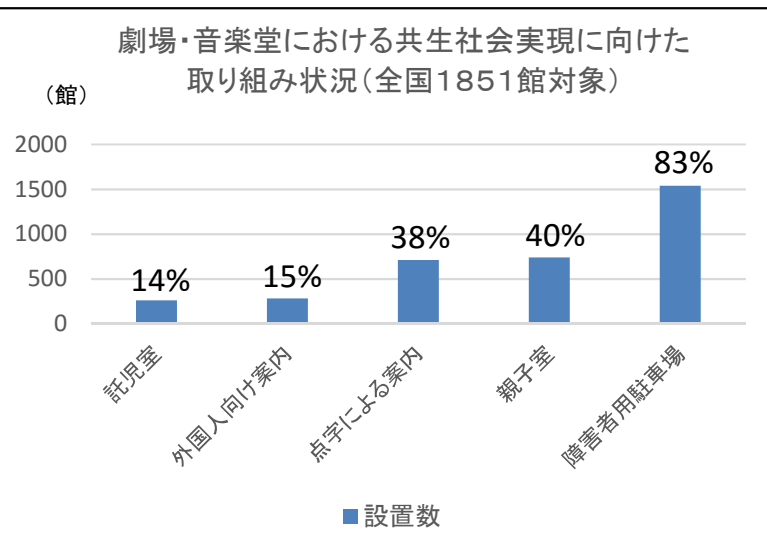
(2) 共生社会に向けた芸術活動プロジェクト

高齢者、青少年、子育て中の保護者等の抱える課題について、文化芸術の力を利用し、社会参画を進めるためのワークショップや調査研究等を実施。

(3) 暮らしの文化プロジェクト

外国人が地域社会に溶け込むために、我が国の食文化等の暮らしの文化について、学習機会や体験の場等を設ける。

共生社会実現に向けた取組状況



出典: 平成27年度 社会教育調査

想定される取組事例

映画鑑賞活動支援

目の不自由な方のための、時や場所の切り替わり、指示語の説明、無音での出来事、感情を表す仕草、人物の表情など、監督の演出意図に沿って、音声ガイドを制作。



©NPOメディア・アクセス・サポートセンター

創作活動支援

博物館や美術館等が、障害者による優れた造形作品を発掘し、その存在を広くアピールするための巡回展を実施。



人種、国籍、性別、世代、障害の有無等を超えた共生社会の実現へ

多くの人々に支持され親しまれている総合芸術であり、かつ海外への日本文化発信の有効な媒体である日本映画の振興を図る。

日本映画の創造・交流・発信

要求額 919百万円 (789百万円)

①日本映画製作支援事業【704百万円】

- ・優れた日本映画の製作活動に対する支援
- ・**新進映画監督等による映画製作への支援(新規)**
- ・字幕制作・音声ガイド制作(バリアフリー映画60作品)
- ・**外国語字幕制作60作品(新規)**

②ロケーションに係るデータベースの運営【36百万円】

- ・各地フィルムコミッションの持つ情報を集約したデータベースを改修しインターネット上での公開を充実させることで、地方等において映画製作の促進を図る(拡充)

③文化庁映画賞【10百万円】

- ・日本映画界で顕著な業績をあげた者の顕彰
- ・優れた文化記録映画作品の顕彰及び上映会

④海外映画祭への出品等支援【67百万円】

- 日本映画の海外映画祭への出品に対する支援

⑤全国映画会議【15百万円】

- 映画界をとりまく課題等に関して関係者が意見交換を行うシンポジウムの実施

⑥アジアにおける日本映画特集上映事業【81百万円】

- アジア諸国において日本映画の特別上映や人材育成につながる交流事業を実施

⑦「日本映画情報システム」の整備【7百万円】

- 日本映画に関する情報を集約したデータベースを作成しインターネット上で公開

自律的な創造サイクルの確立

人材の育成と社会的認知の向上

若手映画作家等の育成

要求額 214百万円 (157百万円)

①短編映画作品支援による若手映画作家の育成【173百万円】

- ・ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画製作に必要な技術・知識の習得機会を提供

・**長編作品制作への支援(新規)**

②映画関係団体等の人材育成事業の支援【41百万円】

- 映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受入れの支援

映画フィルムの保存・継承

デジタル映像等の保存活用

要求額 350百万円 (別掲)

映画分野における緊急的活重点的な取り組みに対して支援する。

- ①映画フィルムのデジタル保存・活用等
- ②映画関連資料の保存活用等
- ③新進的な映画や若手クリエイターの作品等の発信等
- ④訪日外国人等に対する映画の多言語字幕上映等

我が国の存在感を高める日本映画の振興と日本文化の理解の促進

メディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。

また、メディア芸術は、我が国の文化振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するもの。

メディア芸術の一層の振興のため、「創造・発信支援」と「人材育成支援」を充実

メディア芸術の創造・発信 1,102百万円（861百万円）

メディア芸術グローバル展開事業【新規】 606百万円(0百万円)

メディア芸術総合フェスティバル

- ・メディア芸術の国際的な総合フェスティバルとして、国内外の優れた作品を顕彰し、受賞作品展を開催
- ・我が国のメディア芸術の発信力をより強化するためフェスティバルディレクターを立て新たに企画展を開催

メディア芸術海外展開事業

- ・海外のメディア芸術関係フェスティバルにおける展示・上映の実施
- ・海外において我が国のメディア芸術を戦略的に発信するため展覧会を開催

メディア芸術祭地方展

- ・地方において優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するため、総合的な展示・上映等を行う展覧会を開催

メディア芸術連携促進等事業 367百万円(367百万円)

- ・作品の所在情報等(データベース)の運用・活用
- ・各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取り組みへの支援による相互連携
- ・連携共同事業等(新領域創出、調査研究等)について、産・学・館(官)の連携・協力による実施

アニメーション映画製作支援 129百万円(119百万円)

- ・我が国の優れたアニメーション映画の製作活動に対する支援。(16作品)
- ・字幕・音声ガイド制作(ハリアフリー映画10作品)
- ・外国語字幕制作(10作品)【拡充】

メディア芸術の人材育成 272百万円（232百万円）

メディア芸術人材育成等支援事業 272百万円(232百万円)

メディア芸術クリエイター育成支援事業 62百万円(22百万円)

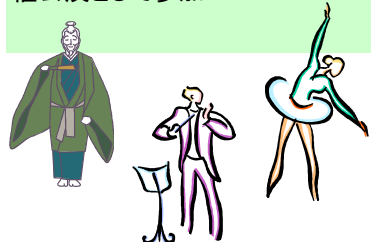
- ・若手クリエイターが行うメディア芸術作品の創作活動を支援【拡充】
- ・団体の創作活動に対する支援【新規】
- ・クリエイターの新たな作品発表の場の創出や、文化による産業振興の推進を図るため、業界関係者との交流イベントを開催【新規】

若手アニメーター等人材育成事業 210百万円(210百万円)

- ・制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施

昭和21年度 第1回文部省芸術祭開催

終戦直後の荒れ果てた焼土に、いち早く芸術の祭典の花を咲かせることで、国民生活に再建の希望と勇気を送り込むことを狙いに、芸術家や芸術団体、興行会社の参画を得て第1回芸術祭を開催
演劇、音楽、舞踊、能楽の各ジャンルから120余の公演が芸術祭主催公演として参加



昭和22年度(第2回)

演劇、音楽、舞踊、古典芸術の各部門で参加公演を募り、優れた公演には文部大臣賞(個人賞、団体賞)を授与



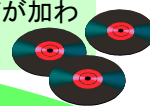
昭和23年度(第3回)

参加部門に映画と放送(ラジオ)の2部門が加わる



昭和28年度(第8回)

参加部門にレコードが加わる



昭和30年度(第9回)

参加部門にテレビが加わる



平成7年度 第50回記念芸術祭

祝典に天皇皇后両陛下御臨席

昭和50年(第30回記念)

この年より、祝典に皇太子同妃両殿下御臨席

平成8年度(第51回)

参加公演の開催地に新たに大阪が加わる

平成15年度(第58回)

参加公演を関東と関西の2地域に分けて開催

平成14年度

第1回舞台芸術フェスティバルを開催

平成19年度

舞台芸術フェスティバルを芸術祭に統合

平成30年度 明治150年記念

平成27年度 第70回記念芸術祭開催

主催公演

- ◆開催地 東京、大阪等の大都市での開催
- ◆祝典 国際音楽の日記念行事(10月1日) 皇太子殿下行啓
- ◆企画公演 企画委員会が企画する伝統芸能及び現代舞台芸術の優れた公演を実施



文化の一極集中の是正
文化芸術の国際化の進展

参加公演・参加作品

参加公演

- ◆演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の4分野
- ◆優れた成果を上げた団体・個人に文部科学大臣賞 各分野 大賞2件、優秀賞2件、新人賞2件

参加作品

- ◆放送部門(テレビドラマ、テレビドキュメンタリー、ラジオ)
- ◆レコード部門
- ◆優れた成果を上げた放送番組に文部科学大臣賞
放送部門 大賞3件、優秀賞・個人賞9件
レコード部門 大賞1件、優秀賞3件

目的

全国各地で国民が行っている各種の文化活動を全国規模で発表し、競演し、交流する場を提供する「国民文化祭」を開催することにより、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促進し、併せて地方文化の発展に寄与する。

事業の内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の民俗芸能、民謡、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及びお茶、お花などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を行う。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について広く国民の関心を喚起するとともに、その振興のあり方を探る。

◇国際交流事業

文化団体等を海外から招へい又は海外へ派遣し、相互交流を行い、多様な日本文化を発信する。

※ 平成30年度開催地：大分県



開会式(国民文化祭・あいち2016)

期待される効果

国民文化祭の開催

- ・開会式・閉会式
- ・分野別フェスティバル
- ・シンポジウム
- ・国際交流 等

- ・アマチュアの発表機会の確保
- ・実演芸術等の鑑賞機会の提供
- ・地域文化・伝統産業等の担い手の発掘
- ・地域文化の全国への発信

- ・県内のアマチュア文化活動の活発化、裾野拡大
- ・地域の文化団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上、文化の全国発信
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

事業の目的

各都道府県代表の高校生による、芸術文化活動を発表する全国大会として「全国高等学校総合文化祭」を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資する。

全国高等学校総合文化祭 優秀校公演

○優秀校東京公演
全国高等学校総合文化祭において演劇、日本音楽及び郷土芸能の分野で優秀な成績を収めた学校が一堂に会する公演を実施。

○【拡充】伝統芸能公演等
地方での郷土芸能等を発表する場を拡充するため、関連事業を充実。



全国高等学校総合文化祭
優秀校東京公演

全国高等学校総合文化祭

○文化庁、開催地都道府県、開催地市町村等の主催者が実施する主催事業として、総合開会式、パレード、部門別事業、国際交流事業を実施。

◇開催部門

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 ほか

※平成30年度開催地：長野県



広島大会総合開会式
ステージ発表



広島大会総合開会式



広島大会パレード

高等学校文化部活動 指導者養成事業

○高等学校における文化部活動の更なる充実を図るため、部活動の指導者である顧問教員が適切な運営や指導の方法を身につけるための研修会を実施。
○部活動を効率よく指導している方法をまとめた事例集を作成。

【新規】文化部活動有識者会議

○文化部活動の運営の適正化に向け、練習時間や休養日の設定、部活動指導員等の活用などについて検討する有識者会議を開催。

期待される効果

- ◇全国の高校生が集い、交流し、刺激し合う場を設けるとともに、文化部活動の環境を充実させることにより、高校生の創造活動の水準が向上し、将来の日本文化の担い手の育成に寄与。
- ◇高校生を大会運営に主体的に参加させることにより、高校生の責任感を育み、豊かな人間形成を促進。
- ◇「文化部のインターハイ」として、全国の高校生の文化部活動の活性化に大きく貢献。

趣 旨

才能豊かな新進芸術家等に、公演出演や展覧会出展などキャリアアップにつながるような機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修実施を通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。また、芸術系大学が有する人的、物的資源を活用し、アートマネジメント人材や作品を鑑賞するものと作品をつなぐ「対話型鑑賞」を提供するファシリテーターの育成を図る。

更に、国内外の実演家、プロデューサ、アートマネジメント人材等の人的交流の促進を図ることにより、文化芸術を支えるグローバル人材を育成するとともに我が国の文化芸術の海外への発信力の強化を図る。

事業概要

若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ、高度な技術・知識の習得するための研修機会（公演・展覧会、ワークショップ・セミナー等）や国際的な人的交流の機会を提供する。

統括芸術団体等による人材育成事業

- ・若手芸術家等を対象とした、公演・展覧会、研修会、ワークショップ・セミナー等の実施

芸術系大学等による人材育成事業

- ・芸術系大学と芸術団体が連携して行う若手芸術家等を対象とした、高度な技術・知識の習得を目的とした事業の実施

特色ある文化活動推進

- ・若手芸術家等を対象とした、複数の文化芸術の融合又は新しい分野の文化芸術の創造に資する公演等の実施

現代日本文学の海外発信基盤整備

- ・現代日本文学の翻訳コンクールの実施



実演芸術連携交流の推進

- ・国内におけるインターンシップや国内外の著名なプロデューサ等による国際会議等の開催 等

新進気鋭の海外日本人芸術家との交流

- ・海外で活躍する気鋭の日本人芸術家を招へいし、国内の若手芸術家と共同で行う公演、展示等を各地で実施

芸術系大学等におけるアートマネジメント人材育成

- ・芸術系大学等の資源、施設を活用したアートマネジメント人材、ファシリテーターを育成する事業の実施

効 果

- 文化芸術を支える人材の質が高まり厚みが増す
- 世界で通用する芸術家等が育成される
- 我が国の文化芸術を理解する外国人が増える



文化芸術の水準が向上
海外での招聘公演が増える



世界への我が国の文化の普及
我が国のブランドイメージ向上
インバウンドの拡大
世界における我が国の存在感の向上

世界に羽ばたく次世代を担う芸術家の養成



昭和42年度より実施
平成28年度までに約3,400名が制度を活用
(平成13年度までは、芸術家在外研修事業により実施)

【派遣実績】

平成23年度 64名、平成24年度 85名、平成25年度 78名、
平成26年度 80名、平成27年度 83名、平成28年度 73名

我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術の各分野の若手芸術家等に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供する。

【研修期間】 1年(350日~200日、高校生研修含む)
2年(700日)、3年(1050日)
特別(80日)
短期(20~40日)の5種類

【支給対象】 往復航空運賃・支度料・滞在費(日当・宿泊料)

＜これまでの主な派遣者＞

奥谷 博 (美術：洋画)	昭和42年度)
絹谷幸二 (美術：洋画)	昭和52年度)
佐藤しのぶ(音楽：声楽)	昭和59年度)
諏訪内晶子(音楽：器楽)	平成6年度)
森下洋子 (舞踊：バレエ)	昭和50年度)
野田秀樹 (演劇：演出)	平成4年度)
野村萬斎 (演劇：狂言師)	平成6年度)
崔 洋一 (映画：監督)	平成8年度)
鴻上尚史 (演劇：演出)	平成9年度)
平山素子 (舞踊：ヒップホップ)	平成13年度)
酒井健治 (音楽：作曲)	平成16年度)
長塚圭史 (演劇：演出)	平成20年度)
萩原麻未 (音楽：ピアノ)	平成21年度)

文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

- 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは **子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う**上で大きな効果。
- 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、**子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成**に大きな効果。

- 平成32年度までに、義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、3回以上提供することを目指す。(平成29年度見込み 2.2回)
- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
 - 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動(ワークショップ)を実施。
- 公演種目 14種目 □公演数 1,550公演程度

2 合同開催事業(拡充)

- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施。
- 公演種目:8種目 □公演数:380公演程度
(60公演増)



3 芸術家の派遣事業(拡充)

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
 - 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。
- 3,140件程度(学校公募型、NPO法人等提案型)
(480件増)



4 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
 - 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
 - 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。
- 200件程度(学校公募型、NPO法人等提案型)



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

■ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）

次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**

■ 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援

■ 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月閣議決定）

- ・文化芸術活動に対する効果的な支援や**子供の体験・学習機会の確保、人材の育成**・・・を進める
- ・2018年度（平成30年度）から地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、・・・**休日における多様な活動機会の確保**

教室実施型

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養（かんよう）することを目的とする。

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施分野：民俗芸能、工芸技術等のほか、茶道、華道等の生活文化も対象

支援金額：予算の範囲内で定額

対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等

実施方法：全国の伝統文化関係団体を対象に募集し、有識者審査を経て決定
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

<支援教室数>平成30年度 約4,000教室

地域展開型(新規)

目的：これまで体験機会がなかった子供たちに対して体験機会を提供するため、自治体や指導者等が一体となって地域ぐるみで新たな体験機会を設けることにより、子供たちの体験機会を拡充し、併せて地域文化・地域人材の掘り起こし、キッズウィーク等の休日における体験活動機会の充実を図る。

実施主体：地方公共団体

実施分野：暮らしに根差した生活文化等

支援金額：予算の範囲内で定額

対象経費：指導者への謝金・旅費、会場・用具の借料等

実施方法：市町村等が、伝統文化親子教室の人材等を有効活用して実施する事業等を対象に募集を行い、事業目的・想定される効果等を審査

教室のない地域の子供たちへの
体験機会提供
体験機会の均等

自治体と指導者等の連携強化
地域人材の把握・活用

キッズウィークにおける体験活動機会の提供
休業日の充実



郷土食文化体験



きもの文化体験



地蔵盆体験

<支援事業数>平成30年度 約20地域

文化財を次世代へ確実に継承するために、修理・整備や防災・防犯対策等への支援を行うとともに、文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに文化財等の観光資源としての魅力を向上させる事業を展開し、文化財を活用した観光振興・地域経済の活性化を推進する。

(1)文化財の総合的な活用による観光戦略実行プランの推進

14,706百万円(10,421百万円)

保存修理や活用整備後に集客施設として生まれ変わった文化財を活用した魅力あふれる特別な公開事業の実施や観光資源である文化財の美装化等への支援を充実し、2020年までの観光立国の推進に大きく寄与。

※「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」の名称変更



《国宝二条城二の丸御殿》
二条城・東大手門の修理が完了

(2)文化財の適切な修理等による継承・活用等 35,241百万円(32,248百万円)

国宝・重要文化財や史跡等を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため、適切な修理・整備や、防災・防犯対策等に対する支援を行う。

(3)文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等

7,470百万円(4,251百万円)

広く国民に対して文化財を公開し、鑑賞するための機会を提供するとともに、無形文化財等の伝承者養成、わざの錬磨等に対する補助を行う。



第十四代酒井田柿右衛門
《濁手枝垂桜文鉢》平成2年文化庁

文化財は、わが国の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできない
国民的財産であり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。

重要文化財の指定等

国の指定、選定、
登録文化財等の数
約28,600件
(平成29年8月1日現在)

指定等された
文化財の修理等

重要文化財等の
修理などに対する
国の補助

指定等された
文化財の管理

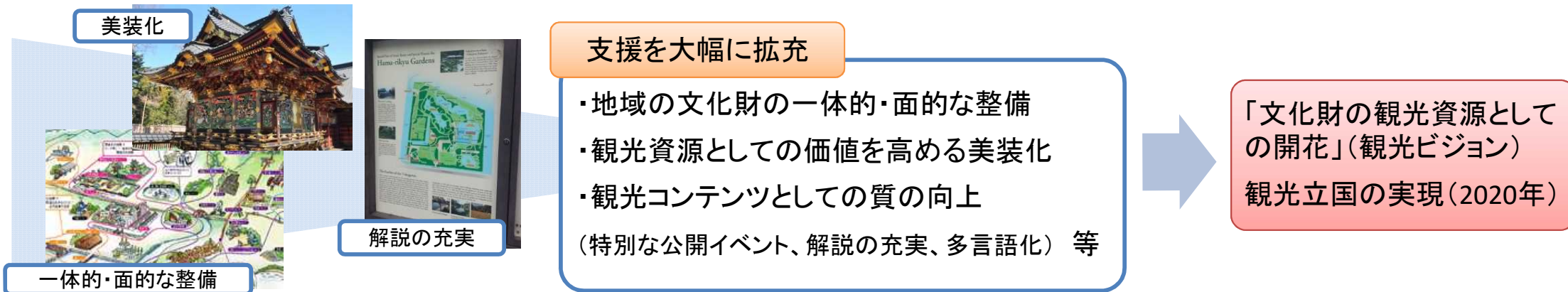
防災・防犯設備の
設置などに対する
国の補助

指定等された
文化財の活用

史跡等の整備・活用、
無形文化財等の伝承、
鑑賞・体験機会の充実等

次世代へ
の継承

目前に迫る2020年の観光立国の実現に向けて、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に基づく11事業を実施。



文化財の総合的な活用による観光振興のための11の事業

1. 文化財を通じた歴史体感プロジェクト

①歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

解説板、案内板等の作成、ガイダンス施設の設置等の来訪者目線での修復・復元や、観光客の利便性を高め長時間滞在を可能とする施設・設備の整備を支援。

②魅力あふれる文化財公開活用事業の促進(新規)

保存修理・活用整備により集客施設として生まれ変わった大型文化財で開催される、往時を再現した復元行事、歴史体験行事、コンサート等のイベントに要する経費を支援。

2. 地域の美術館・博物館を中核とした文化クラスター形成事業(新規)

地域の美術館・博物館が中心となって文化クラスター(文化集積地区)を形成し、文化財等の資源と地域の創造的活動を結びつけ、新たな付加価値を生み出す事業を支援。

3. 観光拠点形成重点支援業

歴史文化基本構想策定地域の面的な整備や、他省庁とも連携して他の地域のモデルとなる優良な観光拠点の整備を支援。

4. 日本遺産魅力発信推進事業

我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、認定地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援。

5. 文化遺産総合活用推進事業

伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成等、地域の文化遺産を活用した特色ある取組や、「地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画(仮称)」等の策定を支援。

6. 文化遺産コミュニケーター育成事業(新規)

文化財の持続的活用を行える体制づくりや文化財の魅力を巧みに発信できる人材の育成のため、「文化遺産コミュニケーター育成講座」を開催。

7. 日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業(新規)

国宝・重要文化財(美術工芸品)の外観を健全で美しい状態に回復し、観光資源としての魅力を向上させる事業(美装化)を支援。

8. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業

解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

9. 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業

重要文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)の外観、内装(公開部分)を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる事業(美装化)を支援。

10. 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業(新規)

まとまって一箇所に伝存する絵画、彫刻、工芸品、古文書等を歴史資料群として価値づけを行い、保存・活用(地元博物館での企画展示やWEBによる公開等)に供する。

11. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

出土した埋蔵文化財の積極的・総合的な公開活用のための展示、講演会等の事業や、調査・整理・公開拠点となる施設の設備整備等について支援。

【課題・目的】

- ・国指定の文化財が増加する中、管理・修理に対する従来どおりの支援の継続が困難
- ・文化財の所有者・管理団体等による自立的な管理・修理を行える仕組みの構築に向け、モデルとなる取組への支援が必要

ホップ

文化財に「再投資」するための「実施計画」の策定

- ・文化財の所有者・管理団体、地方公共団体が中心となり、民間企業、マスコミ等を巻き込んで実行委員会を組織
 - ・人々を集め、文化財の魅力を発信し、その価値を高めていくための公開活用事業の「実施計画」(最大5年)を策定
- 最初は少額でも文化財を活用して得た収益を管理・修理費用として「再投資」できる一連のサイクルを描くことが重要**

ステップ

公開活用事業(イベント)のスタートアップを支援

【公開活用事業】

修理・活用整備が完了した国宝・重要文化財(歴史的建造物等)や史跡等で行われる往時を再現した復元行事、歴史体験行事、伝統芸能・民俗芸能の公演、コンサート等

最初のイベントを実施するまでのスタートアップを支援 (最大3年間を予定)

- (例) 1年目:会場造作、VR製作、イベントの企画制作(企画プロデュース、演出)等
2年目:イベントの実施(実技指導、出演料)等

年間最大160百万円

ジャンプ

自立的に文化財の管理・修理に「再投資」を行う好循環経済サイクルの構築へ一歩踏み出す
支援終了後も「実施計画」に基づき独自に特別な公開イベント等を実施し、恒常的に集客力のアップを図る



屋根葺替
国宝 知恩院本堂(御影堂)(京都府)

文化財の所有者等による自立的な管理・修理に向けた再投資を推進

稼ぐ文化財として公開活用事業等から収益を得る



甲府城跡鉄門における新能の上演
「文化庁月報平成25年6月号」より

＜事業内容＞ 歴史的に由緒ある史跡等について、日本や地域の歴史・文化に詳しくない観光客でも理解できるような解説板、案内板等の作成やガイダンス施設の設置など、来訪者目線での修復・復元等の整備を行い、地域の活性化・アイデンティティの醸成を図るとともに、観光客が長時間滞在できるよう、来場者の利便性を高める施設・設備の整備を支援し、「文化財で稼ぐ」ための環境整備を行う。

活用整備及び普及・啓発事業

- ・ 標識、案内板、説明板、便益施設等の整備
- ・ 史跡の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元、史跡の模型製作
- ・ ガイダンス機能を備えたビジターセンターの整備 等



便益施設の整備
史跡 岡城跡
(大分県竹田市)



ガイダンス施設の整備
史跡 韮山反射炉
(静岡県伊豆の国市)

来場者長期滞在促進事業

- ・ 駐車場の整備等、アクセス手段の確保
- ・ 史跡等を中心とした地域文化財の総合的な施設の整備
- ・ ミュージアムショップなど、飲食・物販等の来場者サービス機能空間の整備
- ・ 歴史体験等に必要な設備の整備 等



ミュージアムショップの整備



歴史体験設備の整備

○史跡等の魅力を更にUPさせて、未来へ継承！

○「文化財で稼ぐ」観点を具体化した面的なまちづくりを促進し、地域活性化・観光振興を実現！

●未来投資戦略(成長戦略)2017(平成29年6月9日閣議決定)

第2 具体的施策 Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

3. 観光・スポーツ・文化芸術 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)文化芸術資源を活用した経済活性化

① 文化芸術資源の活用による更なる促進に向けた体制・制度の整備

- ・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。
- ・文化財の適切な周期での修理・整備・美装化及び防災・防犯に取り組むとともに、ユニークベニューや多言語解説等の優良事例の普及や、VRや「クローン文化財」(高精度な文化財の複製)の技術等を活用した公開を促進するための検討を行う。

② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上

- ・「上野文化の杜」等をモデルとして、文化クラスター(文化集積地区)創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。

事業目的

美術館・歴史博物館を核とした文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備、関係機関との連携、新たな事業創出、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援することによって、文化芸術立国の実現を目指す。

事業内容

1. 美術館・歴史博物館クラスター形成支援事業

地域の文化財の魅力発信、観光振興、多言語化による国際発信、ユニークベニューの促進など、美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備の支援を行う。

2. 地域と共働した創造活動支援事業

美術館・歴史博物館が地域文化の核となって地域文化の発信、子供・若者・障がい者・高齢者が参加できるプログラム、学校教育との連携によるアウトリーチ活動等の支援を行う。

3. 美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業

我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、緊急かつ重点的な分野等の取組を支援
(例)文化財防災に係る事業、日・米・欧・アジアにおける日本美術の専門家交流を通じた情報発信、人材育成等

■補助事業者

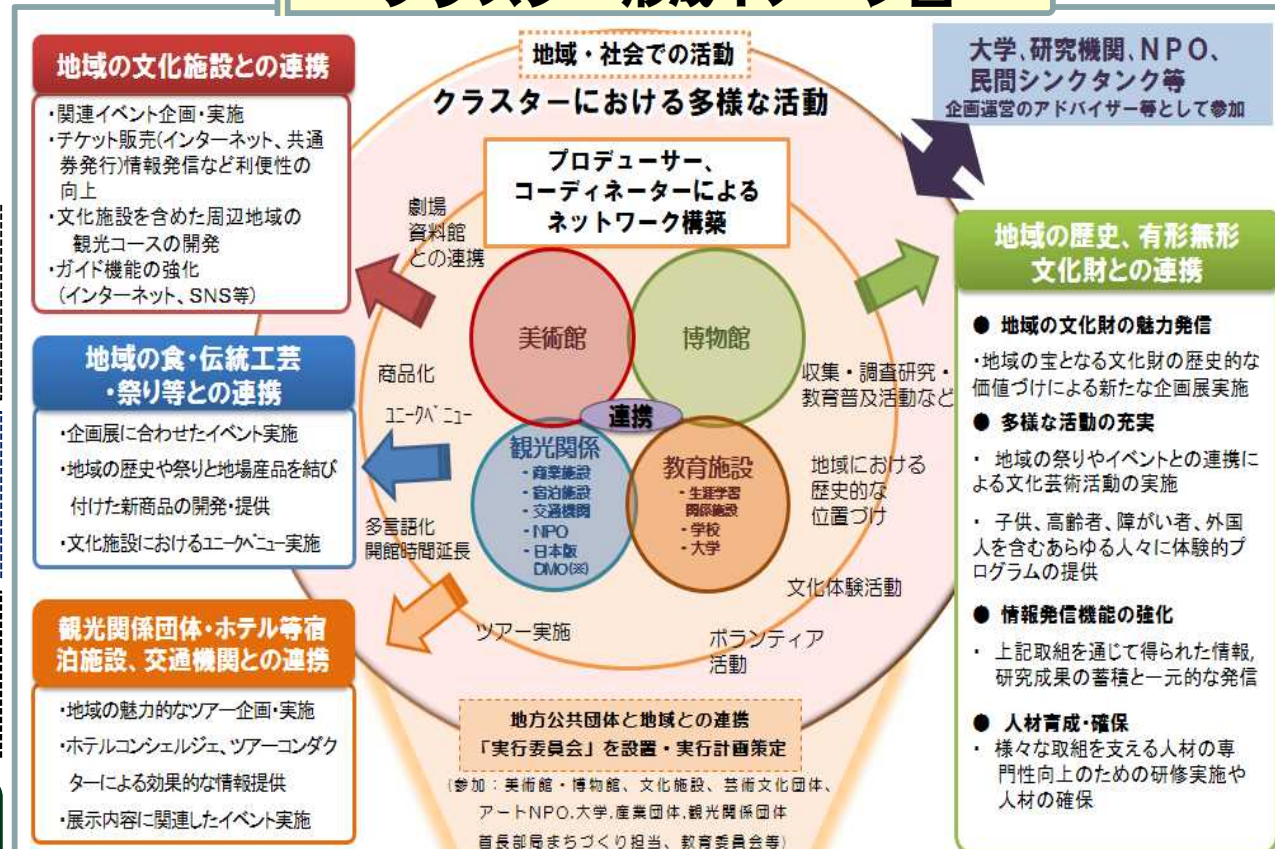
美術館・歴史博物館を中心とした実行委員会等

■補助金額

予算の範囲内において定額

■5年間で予定(3年目に中間評価)

クラスター形成イメージ図



※1. の日本版DMO(Destination Management/Marketing Organization)は、多様な関係者と協同しながら、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、観光地域づくりのための戦略策定等について、地域が主体となって着実に実施するための調整機能を備えた法人(商工業、交通事業者、宿泊施設、農林漁業、飲食店、地域住民、行政などとの連携。)

<文化遺産を活用した観光拠点整備に係る提言>

2020年までに、**日本遺産や歴史文化基本構想に基づく、文化財を中核とする観光拠点を全国で200箇所程度整備**
(明日の日本を支える観光ビジョン、まち・ひと・しごと創生基本方針2017 など)

<古民家等の観光資源としての活用推進に係る提言>

2020年までに、**地域の古民家等を改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を全国で200地域で展開**
(未来投資戦略2017 など)



歴史文化基本構想策定地域や、他のモデルとなるような優良な取組を実施する地域に対して、本事業により支援

【メニュー1】歴史文化基本構想活用推進枠 300百万円 (250百万円)

歴史文化基本構想に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備(古民家の活用に資する改修を含む)等を支援。

【メニュー2】優良モデル創出枠 200百万円 (100百万円)

特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援。(文化庁は、国指定等文化財の修理・整備等を支援)



文化財の整備・公開活用

駐車場整備

周遊バス実証運行

歴史文化基本構想を活用した
文化遺産の総合的な整備・活用を支援

観光拠点としての活用を目的とした
古民家等の改修を支援

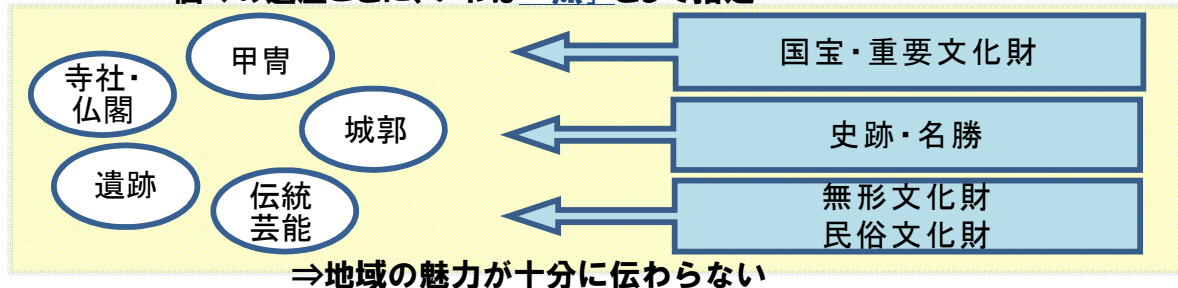
特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、
他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的整備を支援

概要

地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。2020年までに100件程度の「日本遺産」の認定を行うことが政府方針となっている。

従来型の文化財行政

個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定



日本遺産(Japan Heritage)

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信



ポイント

- 文化財群のパッケージとして、「地域型」と「ネットワーク（シリアル）型」の2タイプを想定
- 認定地域に対し、日本遺産に関する**情報発信**等に係る支援策を用意するほか、**ハード面の事業をメニュー化**
- 民間企業等と連携した**日本遺産ブランドの発信**
- 観光庁をはじめ関係省庁と連携・協力**し、省庁横断的に支援。

事業内容

日本遺産魅力発信推進事業

①情報発信、人材育成事業

- ・観光ガイドやボランティア解説員の育成
- ・多言語HPの作成

③調査研究

- ・旅行者(訪問予定者)の嗜好性調査等

②普及啓発事業

- ・ワークショップ、シンポジウムの開催
- ・日本遺産PRイベント(国内外)の開催

④公開活用のための整備

- ・ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化
- ・周辺環境等整備(トイレ・ベンチ、説明板の設置等)

日本遺産プロモーション事業【拡充】

- ・地域のニーズにあった専門家の派遣(日本遺産プロデューサー派遣事業)の拡充による地域活性化の支援
- ・メディアや民間企業を巻き込んだ日本遺産全体のPRイベントの開催等による認知度の向上、先進事例の共有

目的

- 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進。

事業概要

◆地域文化遺産活性化

地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化遺産の保護団体等が行う活用のための情報発信・人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化遺産継承のための取組を支援。

実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進。

取組内容

地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化遺産の確実な継承基盤を整え、総合的な情報発信や普及啓発等の取組を併せて実施することで地域を活性化



(震災後初公開する「鳥崎の子供手踊り」)

◆地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画（仮称）等策定支援

文化財を中核とする観光拠点形成のベースとなる「地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画（仮称）」や「歴史文化基本構想」の策定・改訂事業を支援。

「地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画（仮称）」等の策定・改訂に向けた文化財の悉皆調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援



(関連文化財群の実地調査)

◆世界文化遺産活性化

「世界文化遺産」に登録された地域に対して、情報発信・普及・保護活動の取組等について支援し、観光資源の活用を推進。観光庁とも連携

世界文化遺産に登録された地域の観光振興と活性化を図るため、情報発信・普及・保護活動等を支援



(富岡製糸場と絹産業遺産群)

◆日本の歴史・伝統文化情報発信推進

観光立国ショーケースに選定された地域を対象として、地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信や、体制整備等の取組を支援。

外国人旅行者が理解しやすい文化財の解説作成や、多言語での情報発信を実施するための体制整備等を支援



(HPやパンフレットの多言語化)

背景

文化財を観光資源として開花させるため、文化財の専門的知識のない方にも身近に面白く感じてもらうため、文化財を魅力的に発信することが必要。

取組

■文化財と市民とのつなぎ役となり、魅力的にわかりやすい発信ができる人材(=「文化遺産コミュニケーター」)を育成する。

文化財活用・理解促進戦略プログラム2020(平成28年4月) (アクションプログラム)

1. 世界遺産や日本遺産、文化芸術活動など、地域の文化資源の一体的な整備・活用、国内外に向けた情報発信(解説・多言語化を含む)への支援
【分かりやすい解説・多言語化】
・日本や地域の歴史・文化に詳しくない観光客でも理解できるような解説板・案内板の作成や、解説・行事の日程等についてインターネット等を活用して情報提供する取組を支援する。
3. 人材・体制
・学芸員や文化財担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座を新設する。

30年度要求事項

- ✓本事業にかかるシンポジウムの開催
- ✓文化遺産コミュニケーター育成講座の実施

次年度以降

- ✓文化遺産コミュニケーター育成講座の継続
- ✓コミュニケーターが行った優良事例に対する顕彰



文化財の「伝え手」

1 文化遺産コミュニケーター育成事業にかかるシンポジウム開催

○シンポジウムの開催

- ・有識者による基調講演・パネルディスカッションなどによるシンポジウムを開催し、本人材育成事業の実施について広く周知する。

2 文化遺産コミュニケーター育成講座の実施

○養成講座の実施

- ・全国5地区で開催。
- ・対象：観光協会等のまちづくりに携わる民間団体、自治体職員(文化財担当)等
- ・メニュー：文化財の魅力的な発信事例紹介や、グループディスカッションによる手法の検討など。
- ・受講証：全メニュー出席及び課題の提出により受講証を授与。

想定されるコミュニケーターが行う活動例

(文化財における活動：○○遺跡、○○城)

- ・現地でのわかりやすいガイド、解説。
 - ・展示物やイベントの企画、制作。
- ※例：○○市の歴史探索ウォーク(解説付き)
※例：○○遺跡における当時の人々の生活の様子を、子どもにも興味を持ってもらうようなわかりやすい内容で展示する。

(外部における活動：学校、市民講座 等)

- ・学校等への出前講座
 - ・一般の方へのセミナー
 - ・メディア、ネット等での情報発信
- ※例：小学校での出前講座(○○市の歴史)
※例：観光客向けのコンテンツ(パンフレット、ウェブサイト等)

事業の概要

<事業目的>

『観光立国推進基本計画』（平成29年3月閣議決定）に基づく「観光ビジョン」に掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財美術工芸品の美しさを取り戻し、観光資源としての価値を再発見させる取り組みを支援する。美観の回復により、観光客の満足度（※）の向上を目指し、持続的な観光需要獲得のためのリピーター増加を図る。

（※）「汚さ・ボロさ」は観光客の不満足理由の上位に挙がる（奈良県観光局）

<事業内容>

カビ・サビ・埃等の除去、表具・縁の打ち直し、展示収納具の作成等

<事業のメリット>

- ・展示活用を容易にする。
- ・美装化によって本格修理の周期ものび、長期的には修理費用の軽減につながる。

修理周期：50年から70～80年に

修理費用：年間18%の削減に

取組事例

<例>カビや長年の埃のたまった仏像の汚れ除去や、傾いた台座の建て直し



除去前



汚損除去中



除去後

木造千手観音立像(妙法院所蔵(京都))の埃払い

<例>破損した障壁画の表面の繕いや縁の打直し・裏貼りの新調



板絵着色朝比奈草摺曳図(清水寺(京都))の縁の打ち替え

本格的な保存修理だけでなく、文化財の美しさを取り戻す「若返り」の取組を推進することで、より多くの文化財美術工芸品を観光資源として活用することが可能に！

文化財美術工芸品を活用した観光振興・地域経済活性化の推進に！

活用方法

修理状況等をWEB公開し、誰もが活用

地方公共団体にある美術館・博物館とタイアップ展を開催

外国人を含む観光客を対象にガイドツアーや音声ガイドなどの解説プログラムを作成

国宝・重要文化財建造物等を対象として、①来訪者の文化財建造物に対する理解を促進するため、文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、②来訪者の知的好奇心を満たし、快適で安全な、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、文化財を観光資源として開花させ、地域の活性化を図る。



重要文化財（建造物）
旧出津救助院（長崎）
案内板の設置による解説



重要文化財（建造物）
旧下野煉化製造会社煉瓦窯（栃木県）
案内板の設置による解説

文化財の理解促進

解説の多言語化

わかりやすい解説

情報機器の充実 等

施設設備の充実

楽しめる展示施設

トイレ等の便益施設

管理施設・設備 等



スロープ



昇降機



重要文化財（建造物）
舞鶴旧鎮守府倉庫施設（京都）

●観光資源として開花

- 文化財の更なる活用
- 来訪者の満足度の向上

●地域の活性化

- 地域住民の連携強化
- 来訪者、リピーターの増加
- 保存・継承への理解の促進



重要文化財（建造物）
大阪市中央公会堂（大阪）

事業の概要

<事業内容>

「観光ビジョン」に掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財建造物の外観・内装を美しく保ち、観光資源としての価値を向上させる取組（美装化）を支援する。

<事業の対象>

重要文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）

取組事例

<例> 彩色の剥離・剥落した部分の補筆や、漆塗部分の漆がけ



<例> 土壁の中塗りの修繕や漆喰上塗りの塗り直し



本格的な保存修理だけでなく、公開範囲の美観を保つ「美装化」の取組を推進することで、
より多くの文化財建造物を観光資源として活用することが可能に！



文化財建造物を活用した観光振興・地域経済活性化の推進

文化財(絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、及び学術上の価値の高い歴史資料)について、まとまって一箇所に伝存するものを対象に、1点ずつ法量・品質形状・内容を調査・記録して文化財管理台帳を作成し、全体として歴史的価値づけを行うことを通じて貴重な歴史資料群としての文化財の散失を防ぐとともに、保存・活用に供する。活用の在り方については、①地元の歴史博物館での展示②WEB上での公開などを想定している。

文化財調査が実施されないために 活用されない文化財

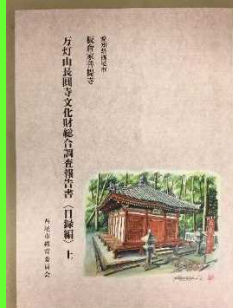


品川台場築造、葦山反射炉建設などで有名な江川英龍を輩出した江川家に伝来。古文書・典籍類のみならず、絵画、大砲の模型など、多様な文化財が存在するが、調査を行わないと散逸等の危険性が高まる。
【葦山代官江川家関係資料】
(静岡県伊豆の国市)



未調査の資料が収蔵庫の棚に資料本体を露出して棚に縦置きされ、鼠害の危機にさらされている。
【高良大社所蔵歴史資料】
(福岡県久留米市)

調査目録の公開(印刷、WEB)



長園寺文化財目録
(愛知県西尾市)

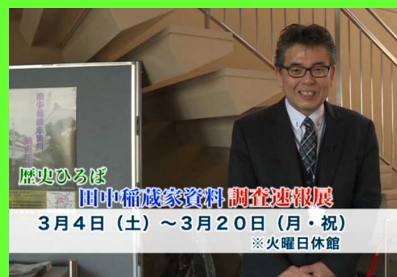
資料の保存環境の改善



奥家関係資料
奥家関係資料
(大阪府泉佐野市)

文化財調査
(次項参照)・
整理作業

調査による新知見を動画で公開



亀山市関宿田中家資料 (三重県)

結果
として

文化財指定、展示

・調査の結果により市町村・都道府県、国が文化財に指定、保護・活用の体制を整備



例：特別展「国宝金沢文庫展」
(金沢県立金沢文庫)

・資料の散失防止
・学術研究・地域学習に貢献。
・展示などを通じて観光、地域の文化発信に寄与。

← 補助対象事業 →

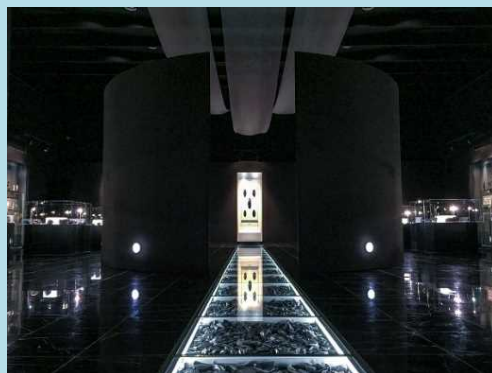
＜事業内容＞ 出土した埋蔵文化財について、単に収蔵・保管するだけではなく、地域住民が慣れ親しみ理解を深められるよう、ハード・ソフトの両面からの取組を相互に関連させつつ、相乗効果をもたらすよう一体的な運用を行い、埋蔵文化財の活用を通じた地域の活性化・観光振興を図る。

埋蔵文化財センター設備整備 (ハード事業)



～埋蔵文化財の活動拠点に～

魅力的な展示施設整備



既存施設を転用

収蔵施設の整備



埋蔵文化財の『見える化』

埋蔵文化財の理解促進・普及活用 (ソフト事業)



～埋蔵文化財に慣れ親しむ～

外国語による情報発信



一般向け体験学習の実施



シンポジウム等の開催



収蔵品の活用、
出前授業等の実施



積極的な利用、
展示構成への提言

埋蔵文化財の価値や
魅力の再発見

埋蔵文化財を『体感』

地域の特色ある埋蔵文化財の価値や魅力を国内外に発信することを通じて、郷土愛の醸成、地域アイデンティティの構築、地域の活性化・観光振興を実現。

国宝・重要文化財や史跡等を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため、適切な修理・整備や、防災・防犯対策等に対する支援を行う。

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 12,911百万円（ 11,573百万円）

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災施設等の整備、耐震対策等に対する補助を行う。

- ・ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 10,807百万円（8,805百万円）
- ・ 防災・耐震対策重点強化事業 2,009百万円（1,153百万円） 等

◆美術工芸品の保存修理等 1,580百万円（ 1,022百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯施設等の整備に対する補助を行う。

- ・ 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 1,140百万円（ 649百万円） 等

◆伝統的建造物群基盤強化 1,940百万円（ 1,523百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、耐震対策や防災施設等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 16,974百万円（ 16,520百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。



<修理作業の様子>
重要文化財
妙法院木造千手観音立像
（京都府京都市）



<観光客の賑わう伝統的建造物群>
大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区
（島根県大田市）

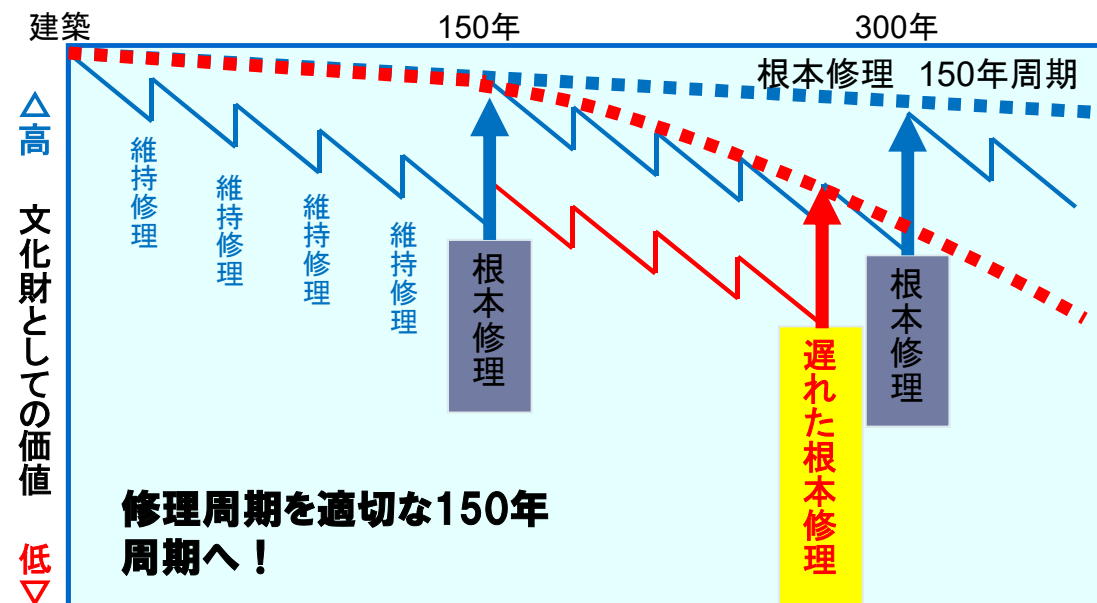
計画的な文化財の修理及び防災・防犯設備等の整備を実施し、
文化財を次世代へ確実に継承する。

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は337件に達し、本格的な修理の時期に達している。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990.8)による

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説版等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、観光振興に寄与する。



●パンフレット等による解説



●案内板(常設)による解説



●案内板(仮設)による解説

〈適切な周期〉

根本修理(解体、半解体修理) : 平均150年周期

維持修理(屋根葺替・塗装修理) : 平均30年周期

適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。

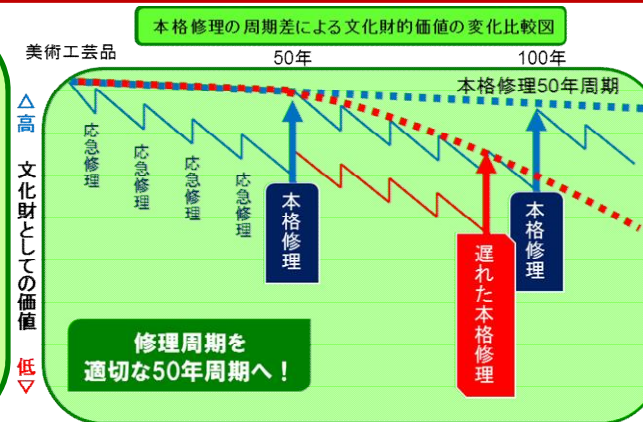
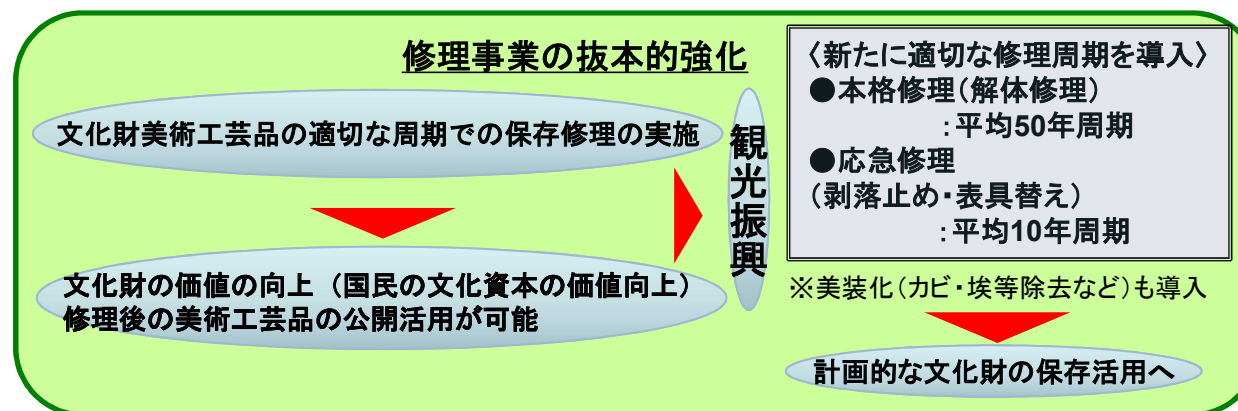


国宝清水寺本堂屋根仮設の様子(京都府)



重要文化財世界平和記念聖堂(広島県)

- ・文化財美術工芸品の適切な周期での保存修理を行うことで、文化財の価値を回復させ、公開活用を進めて、観光振興につなげる
- ・事業は次の3つの柱の下で行われる。
 - ①保存修理（ア一般・イ特殊） ②保存修理（近代） ③情報発信
 - ※ ア一般 比較的小規模かつ短期間で実施するもの（平均して2、3年程度）
 - イ特殊 大規模かつ長期にわたる修理で、同質の資材を長期間安定的に確保する必要がある事業（概ね5年以上）



美術工芸品は観光客誘致の起爆剤

著名な国宝・重要文化財（美術工芸品）は、1点展覧会に出品されるだけで、多くの入館者を呼び込むこと可能

【展覧会例】



国宝「阿修羅展」
入館者数のべ165万人



国宝「鳥獣戯画展」
入館者数のべ60万人

公開活用に修理は不可欠

しかし、適切な時期に修理が施されないために、公開が不可能な美術工芸品が多数存在する。

貴重な潜在的な文化資源の放置

さらに、修理を施さなかったために、文化財の価値そのものが低下している事例も多い。

文化資本の価値の低減＝国民の財産の喪失

適切な周期での保存修理により、文化資産価値の回復と観光客誘致の両立が可能となる。

修理で可能となる活用・情報発信(例)

◎修理状況等のWEB公開

◎修理後の美術館・博物館とのタイアップ展

【参考】国宝・源氏物語絵巻
修理記念展覧会 徳川美術館
会期：平成27年11月14日～12月6日
期間入館者数：51,146人



◎観光客向けガイドツアー（外国人も対象）、文化財解説プログラムの作成（多言語音声ガイドなど）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
計画策定

修理・修景

耐震対策

防災対策

買上

公開活用整備



伝統的建造物の修理
と耐震



美しい町並みの回復



災害に強いまちづくり



にぎわいの創出

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、
地区全体の魅力と安全性を向上

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。

◆天然記念物緊急調査 27百万円 (27百万円)

事業内容：天然記念物の生態・分布調査

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

◆史跡等保存管理計画策定 180百万円 (120百万円)

事業内容：史跡等の管理基準の策定

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

◆天然記念物再生事業 100百万円 (100百万円)

事業内容：天然記念物である動植物の生育・育成環境の維持・復元等

補助対象：所有者、地方公共団体

補助率：50%

◆天然記念物食害対策 247百万円 (211百万円)

事業内容：天然記念物である動物に起因する農林産物等の食害対策等

補助対象：地方公共団体

補助率：3分の2

◆重要文化的景観保護推進事業 300百万円 (263百万円)

事業内容：重要文化的景観内の建造物等の修理・修景、防災施設設置等

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

◆発掘調査等 3,300百万円 (2,991百万円)

事業内容：開発等により破壊される恐れのある遺構等の発掘調査、記録作成等

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

◆名勝調査 15百万円 (15百万円)

事業内容：測量図、実測図等の作成、史資料の所在調査・整理・分析等

補助対象：地方公共団体

補助率：50%

◆歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 2,170百万円 (2,170百万円)

事業内容：史跡等の魅力を広く発信し理解してもらうため必要となる保存

修理、防災対策等

補助対象：所有者、管理団体、地方公共団体

補助率：50%

◆史跡等の買上げ 10,634百万円 (10,623百万円)

事業内容：地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して補助を行う

補助対象：地方公共団体

補助率：80%



大広間屋根修理
名勝「旧蔵内氏庭園」
(福岡県築上町)



湯の花小屋の復旧状況
重要文化的景観
「別府の湯けむり・温泉地景観」
(大分県別府市)



食害の状況
「下北半島のサル及び
サルの生息北限地」
(青森県むつ市)



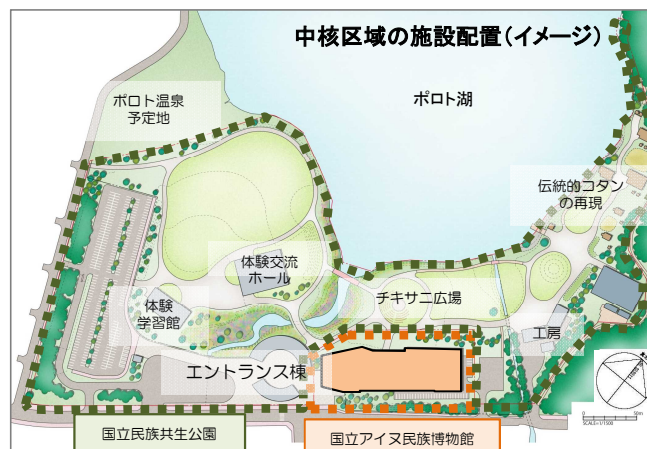
沈没船の俯瞰画像
「鷹島神崎遺跡」
(長崎県松浦市)

① 国立アイヌ民族博物館の整備及び運営準備 4,270百万円(1,332百万円)

国立アイヌ民族博物館の整備については、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針」(平成26年6月閣議決定・平成29年6月一部変更)及び「経済財政運営と改革の基本方針2017」に基づき着実に推し進める。平成30年度は、平成29年度に引き続き施設整備を進めるとともに、運営主体を中心に展示資料の収集・保存・管理業務、ミュージアムネットワーク事業、広報展開活動等の開館準備を進める。

閣議決定の内容

- ◆ ナショナルセンターとして、国立民族共生象徴空間を北海道白老町ポロト湖畔に設置
- ◆ 中核施設として国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園を設置
- ◆ アイヌの遺骨を集約、管理する施設を設置
- ◆ 民族共生象徴空間の一体的運営主体については、アイヌ文化振興法に基づき指定された法人とする
- ◆ 象徴空間の一般公開までに象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保するために必要な仕組みを構築
- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に先立つ平成32年4月に一般公開し、民族共生象徴空間は、年間来場者数100万人を目指す



整備スケジュール

- 平成27～29年度 博物館・展示の設計
- 平成29～31年度 建設工事(展示工事)
- 平成32年4月 開館予定



② アイヌ文化振興等事業 224百万円(209百万円)

アイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るため、指定法人である(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する次の事業に対して補助を行う。

- ◆ アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進に関する事業(アイヌ文化研究助成)
- ◆ アイヌ語の振興に関する事業(アイヌ語講座、ラジオ講座 等)
- ◆ アイヌ文化の振興に関する事業(アイヌ文化フェスティバル、アイヌ工芸品展 等)
- ◆ 伝統的生活空間の再生事業(伝承者育成)

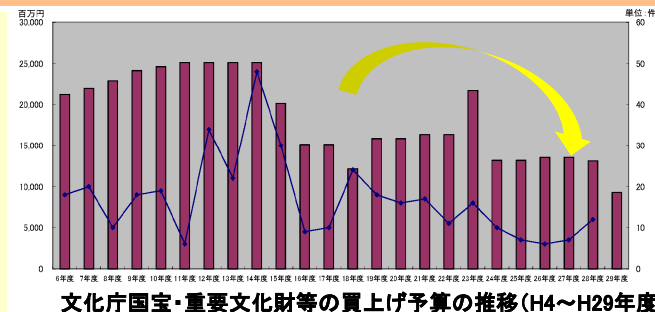


アイヌ古式舞踊の披露(アイヌ文化フェスティバル)

歴史上、芸術上または学術上価値が高い国宝、重要文化財及びこれらに準ずる文化財を国が買上げ、国民共通の財産として国が計画的に購入、保存し、公開活用を図る。特に、**管理が適切ではないもの又は国外流出・散逸等の恐れがあり、国において緊急に保存を図る必要がある文化財について購入し、国民共通の財産として公開活用に資すると共に、後世に継承する。**

【課題】

1. 美術工芸品は動産であるため、所有者の**経済的理由・相続等により、所在が不安定**になりやすい。
2. 地域の美術館・博物館の文化財購入予算が削減されることで、地元伝来の文化財の所在が流動化。
3. 文化財の所在が不安定化することで、**文化財の適切な管理が適切に行われず、文化財の価値が損なわれる危険性**が高まる。
4. 国外流出等、適切なタイミングで文化財を行わない場合、永久的に国民の財産として公開活用の機会が失われる危険性が高まる。



特殊(特に国外流出・散逸の危険性が高い文化財)

予定額 1,000百万円

国外流失の危険性



2008年、運慶作の大日如来坐像(当時無指定)が、アメリカでオークションにかけられた。文化庁は所有者からの先買の申し出がある一方、予算の都合上購入を断念した。
競売の結果、12億5千万円で日本の宗教法人が落札し、辛うじて国外流出が免れた。

散逸・所在の不安定化の危険性



本絵巻はこの三十六歌仙の肖像画にその代表歌と略歴を添え、巻物形式として、佐竹家に伝来していた。大正時代、当時の所有者が経済的理由により、売却しようとしたが、**高価な絵巻を1人で買い取ることはできず、結果、絵巻は歌仙一人ごとに分断して売却されることとなった。36点のうち、3点が所在不明。**

一般

予定額 946百万円

計画的な買上げ計画



医学書(崇蘭館本)は無指定の文化財ではあるが、330冊からなる医学書のまとまりであり、指定文化財に準じるものとして、買上げを実施。**評価額が金額が高額(9億5千万円)であるため、4年計画で買上げを実施**している。

公開・活用

○文化庁主催「新たな国民のたから展」として**毎年展覧会を実施**。
○国有文化財を国立博物館・地方館に**無償貸与**し、広く**国民の観覧の機会を提供**する。

国民の鑑賞の機会の拡大

文化財の保存・活用・継承を行うことで、「文化芸術立国」として新たな有望成長市場を創出・拡大する。

文化財を国が買上げ(外部有識者からなる買取協議会議・買取評価会議を実施後買上げ)

修理

公開・活用の拡大
後世へ確実な継承

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた貴重な国民の財産である、芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図る必要がある。



重要無形文化財「京舞」 保持者
井上八千代氏

(1) 無形文化財の伝承・公開 647百万円(643百万円)

重要無形文化財の保持者や保持団体等が行う伝承者養成等を支援するとともに、重要無形文化財の保存のための公開事業に対して補助を行う。



重要無形民俗文化財
「長良川の鵜飼漁の技術」

(2) 民俗文化財の伝承等 391百万円(346百万円)

地方公共団体、民俗文化財の所有者・保護団体等が行う民俗文化財調査、重要有形民俗文化財の保存修理や防災設備の設置、重要無形民俗文化財の伝承者養成や用具の修理・新調等に対して補助を行う。

(3) 文化財保存技術の伝承等 407百万円(406百万円)

選定保存技術の保持者や保存団体等が行う伝承者養成、わざの錬磨、原材料・用具の確保等に対して補助等を行う。



選定保存技術「雅楽弦楽器(和琴・箏)製作修理」
保持者 小川 真紀夫 氏

- 文化財の活用を促進するセンター機能の整備や文化財の保存・活用の好循環サイクルに向けた仕組みの構築を行うとともに、芸術作品の流通促進や多様な文化芸術活動が繰り広げられる地域づくりを行うことにより、「文化で稼ぐ」新たな政策を推進。

多様な文化資源の可能性を活かし、様々な社会的価値を創出させるとともに、国内・地域の経済への積極的な貢献のみならず、新たに生み出された経済的価値が文化芸術に再投資される仕組みづくりを目指す。これらにより、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の規模の拡大に向けて取り組む。

1. 文化財が円滑に活用される仕組みの整備 3,874百万円(69百万円)

- **文化財活用のためのセンター機能の整備** (1,200百万円(新規)) : 全国の博物館・美術館等の企画への一元的支援や、高精細レプリカやVRを活用した**ビジネスモデルを創出**。
- また、地域の美術館・博物館クラスター(集積地区)の形成、学芸員等の研修の充実等。



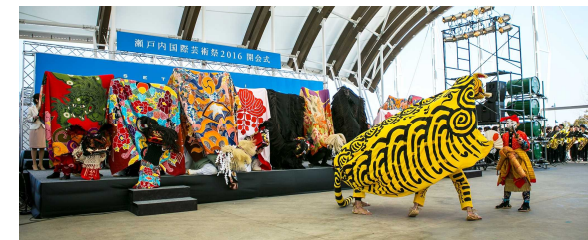
「松林屏風」(国宝)の高精細複製とVRを組み合わせた体感型展示(東博とキャノンの提携で実現(2017.7))

2. 文化財への理解が再投資を生む好循環サイクルの構築 6,966百万円(4,657百万円)

- **文化財を通じた歴史体感プロジェクト** (6,553百万円(4,352百万円)) : 保存修理を経た文化財を活かした行事等を行い、その収益を**管理や整備に充てる仕組みを**構築。

3. 国際的な文化芸術の拠点形成等 4,631百万円(701百万円)

- **国際文化芸術発信拠点形成事業** (2,611百万円(新規)) : 訪日外国人の増加や活力ある地域社会の形成等の資するため、芸術祭などを中核とし、国際的な発信力を強化した大規模かつ持続的な文化芸術発信拠点の形成を支援。
- **戦略的芸術文化創造推進事業** (2,020百万円(701百万円)) : 芸術文化各分野の総力を結集し、世界レベルの公演の実施、国内外の観客層の育成・参画を支援。



「瀬戸内国際芸術祭2016」は来場者数が約104万人。
事業費13.9億円に対し、地域への**経済波及効果が約140億円**と試算。

4. アート市場活性化事業 250百万円(新規)

- 日本人アーティストと作品の評価・価値付けを国際的に発信。国際的に小規模な**日本のアート市場の拡大を目指す**。

現状

- 指定されている国宝・重文のうち展覧会等で公開されるのは約1.5%にすぎない。(H27：154件)
- 地方や海外からの展示協力依頼や文化財の貸与などの依頼や活用にあたっての相談に応えられていない。
国立博物館の地方への貸与件数 H28：1,561件 (H27：1,530件)
国立博物館の地方からの相談件数 H28：381件 (H27：329件)

課題

- 地方や海外の新しいニーズに対して迅速・適切な対応が十分でないため、**地方や海外の企画・展示ができていない。**
 - 民間企業等との共同が**組織的に対応できていない。**
- ⇒ **地方や海外、民間企業等からのニーズに機動的に対応することが必要**

経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(抄) 平成29年6月9日閣議決定

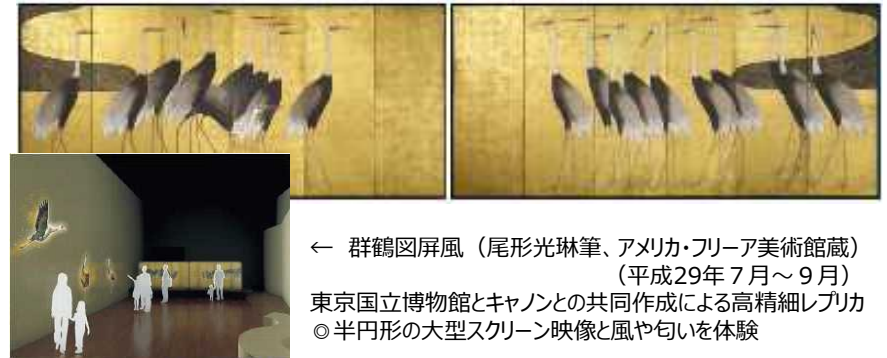
第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 成長戦略の加速等 (5) 新たな有望成長市場の創出・拡大 ① 文化芸術立国

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、**国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築**を図る。

文化財活用促進に向けた新たな取組

- **文化財活用のためのセンター機能を強化し、国内外の人々が文化財に触れる機会を拡大**
 - ・ 地方・海外への多様なニーズに対応するため企画・マネジメント機能を強化(貸与・企画ノウハウ提供から地方・海外との展示の協同実施までワンストップ対応)
 - ・ 国宝・重要文化財などの収蔵品のデジタルアーカイブ化を促進
(現在、国立博物館のデータベース：約13万点、うち2万点が英語)
 - ・ 先端技術を活用した国宝・重要文化財の高精細レプリカやVR(バーチャル・リアリティ)「産学官連携による寄付型プロジェクト」として、作成・公開実施
 - ・ キラーコンテンツとなる文化財の保存修復の促進
 - ・ 文化財の保存科学や防災対策などに係る展示環境に関する蓄積データを活用した発信・助言
 - ・ 上記を対応する外部人材活用も含めた「専門職チーム」設置による機動的対応を実施
※キュレーター(企画)、ファンドレイザー(財務)、レジストラ(作品履歴管理)、コンサーバー(修復)、広報等

今後目指す姿

- ・ **地方や海外の要望に応えた国宝・重要文化財を活用した展覧会を全国で展開**
 - ・ **高精細レプリカやVRを全国で公開・活用**
※高精細レプリカ：重要文化財「風神雷神図屏風」、「遮光器土偶」、クローン文化財など
※VR：「江戸城の天守」、「キトラ古墳」、「阿修羅像」、「東大寺・大仏の世界」など
- 

← 群鶴図屏風(尾形光琳筆、アメリカ・フリーア美術館蔵)
(平成29年7月～9月)
東京国立博物館とキャノンとの共同作成による高精細レプリカ
◎ 半円形の大画面映像と風や匂いを体験
- ・ 今後は、企業の技術革新への寄与とともに、駅や空港などの施設や地方博物館などへ販売・貸与し、**ビジネスモデルを確立**

趣旨

世界のアート市場に比して小規模にとどまっている日本のアート市場の拡大のため、日本人アーティストの適正な評価・価値付けを図るとともに、国際的な評価を高めていくための活動を展開し、アート市場の活性化につなげる。

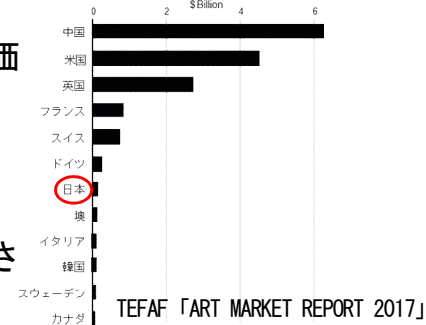
【世界のアート市場の現状】

- 海外では美術館が作品を収集することで価値付けがなされており、作品の価値を決める上で美術館が大きな役割を果たしている。価値の妥当性が保証されることにより、市場参加者が増え、流動性が上がる。
- オークション等のアート市場の規模が大きい。

【日本のアート市場の現状と課題】

- 美術館の収集が活発でないため、価値付け機能が十分に働いていない。
- 欧米による評価軸が主導的であり、日本は従属的となっている。
- オークション等のアート市場が小さく、価値が上昇しない。

世界のオークション規模上位12カ国 (2016)



- ・我が国では作品の価値付けをする評価軸が弱く、バイヤーが参入しづらい環境。
- ・日本の現代アートの価値を向上させる仕組みも不十分。

世界のアート市場規模（2016年）は約6兆3000億円、
うち日本のアート市場は約2400億円で世界シェア4%以下
※1位米国29.5% 2位英国24% 3位中国18%に遠く及ばない

事業内容

国内評価軸を担う我が国を代表する美術館において、日本人アーティスト及び作品の適正な評価・価値付けを行う実践的研究及び展示等を実施するとともに、若手作家の海外アートフェア等への出展支援などを総合的に実施し、アート市場活性化につなげる。

実施期間：平成30～34年度、5年間の実施
実施主体：我が国を代表する5館程度の美術館

具体的な取組

- 日本及び海外のアート市場等の動向調査
- 有望な日本人の若手作家の実験的コレクション展の開催
- 海外美術館等とのネットワークの構築
- 日本人アーティストの世界的価値を高めることに資する海外展の実施・支援
- 特任学芸員の配置
- アート市場関係者等の外部有識者との連携協力体制の構築 等



趣 旨

舞台芸術や現代アートなど、我が国の優れた芸術文化を積極的に海外に発信するとともに、各分野における国際文化交流を推進することにより、我が国の芸術活動の活性化、芸術水準の向上を図りそのブランド価値を高め、我が国文化をより効果的に発信することで、日本文化の評価が向上し「文化芸術立国」の推進に資する。

事業概要

音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術や映画、現代アートなど各分野における我が国の優れた芸術文化を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際的舞台芸術イベントの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組に対し支援を行う。

例)

1. 日本文化海外発信推進事業

東京国際映画祭等の海外発信力のあるイベントの開催を支援・実施

〔 映画 1件
現代アート等 1件 〕

・東京国際映画祭
・ジャポニズム2018への出展

2. 現代アートの海外発信の推進等

現代アートの海外展開に関するシンポジウムの開催及び海外で開催される展覧会への出展支援等

〔 現代アート 20件
シンポジウム 1回 〕

・ヴェネチアビエンナーレ(イタリア)
・アートバーゼル(スイス・香港) ...etc

3. 海外国際フェスティバル参加等支援

海外で開催されるフェスティバルへの参加などを支援

〔 舞台芸術 32公演 〕

・アヴィニオン演劇祭

4. 国際共同制作支援

我が国の芸術団体と外国の芸術団体との国際共同制作公演に対して支援

〔 舞台芸術 10公演 〕

5. 国内で開催される国際的舞台芸術イベントの支援等

海外から複数の芸術団体が参加し、我が国で開催される国際的な舞台芸術のイベントの支援等

〔 舞台芸術 4公演 〕



○ 概要

- 我が国の多様な文化遺産に関する情報を、①誰もがいつでも容易にアクセスできる環境を整備し、②文化の保存・継承・発展を図り、③コンテンツの利活用や情報発信を進めるため、文化遺産のデジタルアーカイブ化を推進
- このため、全国の博物館・美術館等におけるデジタルアーカイブ化を促進するとともに、それらの情報を束ね、求める情報を容易に検索できる機能を持った拠点となるポータルサイト「文化遺産オンライン」を構築（主に以下の情報を収集）
 - ① 全国の博物館・美術館等の所蔵品（国宝・重要文化財を含む）
 - ② 国指定文化財（建造物、史跡名勝天然記念物、無形文化財、民俗文化財等）



文化遺産オンライン

○ 機能①(文化遺産データベース)

情報を提供する博物館・美術館の所蔵品を含め、文化遺産オンラインの全ての情報を検索できる

- 掲載件数：123,409件
- 提供館数：173館

○ 機能②(美術館・博物館情報)

全国の美術館・博物館の所在地・ホームページURL等の情報を掲載

- 掲載館数：976館

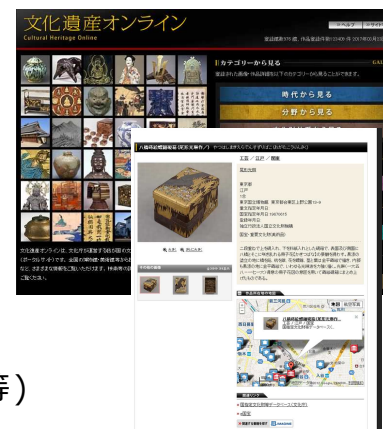
※数値はいずれもH29年4月時点

○ 機能③(動画で見る無形の文化財)

伝統工芸・民俗芸能などの無形文化財の動画を公開(工芸技術記録映画等)

例)「時絵－寺井直次の卵殻のわざー」(約10分)

「四季を彩る日本の民俗芸能 ～春 半田春祭～」(約9分)



博物館・美術館

博物館・美術館

博物館・美術館



国立国会図書館サーチ

○ これまでの取組

- 利用者の利便性の向上、掲載情報の増加、国立国会図書館サーチとのメタデータの一部連携を開始（H29年3月より）

○ 今後の取組



※加えて「ジャパン・サーチ（仮称）」の実現に向け、国立国会図書館との連携を推進（API連携を目指す）

国立文化施設(国立美術館、日本芸術文化振興会、国立文化財機構)が、国民の貴重な財産である有形・無形の文化的資産を確実に保存、蓄積、継承、発信するとともに、基幹的設備整備などの機能強化及び快適な観覧・鑑賞環境の充実に必要な整備を行うことにより、ナショナルセンターとしての機能強化を図る。

◆「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)

2. (5)① 文化芸術立国

2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。

1. 国立文化施設の機能強化

27,093百万円(25,862百万円)

○運営費交付金

国立文化施設における展覧・公演等事業の実施、多言語化対応や夜間開館の拡充など、国立文化施設(美術館、博物館、劇場等)の機能強化を図る。

・国立美術館運営費交付金	7,857百万円
・日本芸術文化振興会運営費交付金	10,428百万円
・国立文化財機構運営費交付金	8,808百万円

2. 国立文化施設の整備

6,036百万円(3,971百万円)

来館者等の快適な観覧環境や安心安全を確保するため、基幹施設の改修等を行う。

・国立美術館施設整備費補助金	2,875百万円
国立新美術館土地購入 など	
・日本芸術文化振興会施設整備費補助金	950百万円
国立劇場等大規模改修工事関連調査等 など	
・国立文化財機構施設整備費補助金	2,211百万円
東京国立博物館仮設収蔵庫整備 など	

我が国に在留する外国人が日本語を用いて円滑に生活を送ることができるよう、地域における日本語教育の取組を支援するとともに、日本語教育人材の質的向上を図ることを目的とした、日本語教員等の養成・研修のプログラム開発等を実施する。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」平成29年6月9日閣議決定

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業等

○地域日本語教育実践プログラム

(29年度予算額 151百万円)
30年度要求額 172百万円

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組
「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材養成及び教材作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組
地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

○地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施

○日本語学習教材の開発・提供

日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対し、インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供

○空白地域解消推進協議会

日本語教室がない自治体を対象に先進事例等を紹介し、日本語教室の設置を促進

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業(新規)

30年度要求額 94百万円

文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、今年度末に策定予定の「日本語教育人材の養成に必要となる教育内容及びモデルカリキュラム」と「現職日本語教員の研修に必要となる教育内容」の普及を図るため、以下の事業を実施

○日本語教育の人材養成プログラム開発事業

文化審議会国語分科会が示したモデルカリキュラムに基づく日本語教育人材の養成プログラムの開発と養成の実施

○日本語教育の現職者研修に関するカリキュラム開発事業

文化審議会国語分科会が示した教育内容に基づく現職者研修のカリキュラム・プログラムの開発と研修の実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(29年度予算額 43百万円)
30年度要求額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施
平成29年度から第三国定住難民の定住先として地方への受入れを促進することとなったことから、定住先の地方公共団体及び支援団体と連携し、第三国定住難民のための通信教材の活用を含む定住後の日本語学習支援体制の構築を支援

日本語教育に関する調査等

(29年度予算額 17百万円)
30年度要求額 17百万円

- 日本語教育に関する調査及び調査研究
- 日本語教育研究協議会等の開催
- 省庁連携日本語教育基盤整備事業

現状

- これまで保存の対象とされてこなかった歴史的・文化的価値のある文化関係資料が多数ある
- 保存するための仕組みが構築されていないため、散逸・消失の危機にある
- 所在情報が把握できていないため、活用することができない

文化関係資料のアーカイブに関する基準・手法を確立することが必要

歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用に係る調査研究を行うとともに、文化芸術活動の推進の基盤構築に関する検討会を実施する。

文化芸術活動の推進の基盤構築に関する検討会

各分野の特性に応じた保存全般にわたる事項に基づき、それぞれ有識者による会議を開催し、施策の推進を図るための意見を聴くとともに、国内外における取組に関する調査研究を行う。

検討会の開催

調査研究の実施

アーカイブの構築に向けた実践的調査研究

テレビ、ラジオ
の脚本・台本

音楽関係資料

写真フィルム

その他
(散逸の危機があるもの等)

目録の作成・公開、デジタル化の試行的実施

アーカイブ中核拠点形成モデル事業

グラフィックデザイン

プロダクトデザイン

各分野の中核拠点の形成をモデル的に支援
(アーカイブの運営、共同利用の促進等)

文化関係資料のアーカイブに関する基準・手法の確立

一般的な文化財補助事業

国指定等文化財全般を対象に、
その維持・継承を図る

- ・経年劣化に伴う文化財の保存修理
- ・伝統的な技芸・行事の伝承・公開
- ・史跡指定地の公有化 など

被災文化財の復旧等事業

東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の
保存・修復に特化して実施

補助事業により被災文化財の早急な保存・修復を推進し、
被災地の復興を支援する

<被災した文化財の例>



桜川市真壁伝統的建造物群
保存地区(茨城県桜川市)



史跡・小峰城跡
(福島県白河市)

補助対象事業

- ① 建造物
- ② 史跡・名勝・天然記念物
- ③ 伝統的建造物群

— 美術館・博物館の再興を通じた心の復興 —

1. 事業概要

■東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)

5 復興施策>(2)地域における暮らしの再生>⑤文化・スポーツの振興

(i)「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。

また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。

東日本
大震災

汚泥や塩水等、これまでに
経験のない修理作業に直面



東松島市埋蔵文化財収蔵庫

■事業目的

東日本大震災により被災した美術館・博物館の再興を図ることにより、東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

■補助対象事業

被災資料を修理するための事業

■補助事業者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県。

■補助金額

補助対象経費の50%

2. 修理作業の例

●修理(脱塩、汚泥の除去)



●燻蒸、真空凍結乾燥



●汚染物質の計測、分析



美術館・博物館における機能・役割の回復、再興した美術館・博物館への返却